

平成 30 年 9 月 13 日 (木曜日)

平成 29 年度決算審査特別委員会会議録

(第 3 日目)

平成30年9月13日（木曜日）

出席議員（1名）

議長 三浦清人君

出席委員（15名）

委員長	村岡 賢一君	
副委員長	佐藤 正明君	
委員	須藤 清孝君	倉橋 誠司君
	佐藤 雄一君	千葉 伸孝君
	後藤 伸太郎君	及川 幸子君
	今野 雄紀君	高橋 兼次君
星	喜美男君	菅原 辰雄君
山内	孝樹君	後藤 清喜君
山内	昇一君	

欠席委員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町長	佐藤 仁君
副町長	最知 明広君
会計管理者兼出納室長	三浦 清隆君
総務課長 兼危機管理課長	高橋 一清君
企画課長	及川 明君
震災復興企画調整監	橋本 貴宏君
管財課長	佐藤 正文君
町民税務課長	阿部 明広君

保 健 福 祉 課 長	菅 原	義 明 君
環 境 対 策 課 長	佐 藤	孝 志 君
農 林 水 産 課 長	千 葉	啓 君
商 工 觀 光 課 長	佐 藤	宏 明 君
建 設 課 長	三 浦	孝 君
建設課技術参事 (漁港・漁集担当)	田 中	剛 君
復 興 推 進 課 長	男 澤	知 樹 君
総 合 支 所 長	佐 久 間	三 津 也 君
上 下 水 道 事 業 所 長	阿 部	修 治 君
南 三 陸 病 院 事 務 長	佐 藤	和 則 君
総 務 課 長 補 佐 兼 危 機 管 理 課 長	岩 淵	武 久 君

教育委員会部局

教 育 長	佐 藤	達 朗 君
教 育 総 務 課 長	阿 部	俊 光 君
生 涯 学 習 課 長	三 浦	勝 美 君

監査委員部局

代 表 監 査 委 員	芳 賀	長 恒 君
事 務 局 長	三 浦	浩 君

選挙管理委員会部局

書 記 長	高 橋	一 清 君
-------	-----	-------

農業委員会部局

事 務 局 長	千 葉	啓 君
---------	-----	-----

事務局職員出席者

事 務 局 長	三 浦	浩
総 務 係 長 兼 議 事 調 査 係 長	小 野	寛 和

午前10時00分 開会

○委員長（村岡賢一君） おはようございます。

平成29年度の決算審査も3日目を迎えました。皆様方にはさらなる慎重なるご審議をお願い申し上げます。

保健福祉課長より昨日の答弁内容について、一部修正したいとの趣旨の申し入れがありましたので許可をいたします。保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） おはようございます。

それでは、昨日ご説明申し上げました内容の一部に訂正がございますので、申し上げたいと思います。昨日及川委員よりご質問がございました保育料の未納の部分に関しましてですけれども、ほぼほぼ納めていただきましたと申し上げたんですが、実は納めていただいている方、半数近くの方は納めていただいているんですけれども、ちょっと大きな額を抱える方がまだ未納であったということで、そういう点から申し上げますとほぼ納まったとはとても言いがたいというところがございます。ちょっと私の中で住民税誤賦課によるものと記憶がちょっと混同してしまって、そちらはしっかり納めていただいたもう完納なんですけれどもこちらについては、まだ残りがあるということでございます。おわびを申し上げつつ訂正を申し上げたいと思います。どうも申しわけございません。

それからもう1点なんですけれども、菅原辰雄委員よりご質問がございました災害援護資金の償還金ですけれども、制度上の償還が始まるのが来年と私申し上げたところですが、きちんと調べ直しましたところ本年度より制度上の償還が始まる方がお二方ございます。いずれこちらの方についても現在繰り上げ償還をしていただいている方々ですので、そういう意味では制度より前に償還を始められている方々でした。ただ、今後のことを見通しますと来年から、もう一方制度的に償還の期限を迎える方がいらっしゃいます。この方々も繰り上げに今応じていただいている方なんですけれども、実際に本格的な償還というのは平成32年度から始まってまいります。これはどうしても現在償還期間が13年という中で8年間の据え置き期間というのがございます。8年が到達いたしますのが平成32年度からということですので、借りた時期に応じることにはなりますけれどもおおむね平成32年度からは8年を迎える、据え置き期間を満了して迎えるという方がどんどん出てまいりということになろうかと思います。そういうところに向けて我々といたしましても沿岸市町同様の悩みを抱えるところはございますので、連携をとりながらしっかりととした確保対策をしてまいりたいと思っております。以上でございます。

まずもって最後になりました。おわびを申し上げ、訂正申し上げます。申しわけございませんでした。

○委員長（村岡賢一君） ただいまの出席委員数は15人であります。定足数に達しておりますので、これより平成29年度決算審査特別委員会を開会いたします。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

直ちに本日の会議を開きます。

暑い方は脱衣を許可いたします。

昨日に引き続き、認定第1号平成29年度南三陸町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

歳出に対する審査が途中でありますので、引き続き審査を行います。

審査は、款ごとに区切って行います。

また、質疑に際しましては、予算科目、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

2款総務費、53ページから80ページまでの質疑を行います。

担当課長による細部説明が終了し、まだ質疑が終了しておりませんので、引き続き質疑を続行いたします。

昨日の及川幸子委員の質疑に対する答弁の保留がありますので、発言を許可いたします。企画課長。

○企画課長（及川 明君） おはようございます。

昨日の回答を保留いたしました件について、ご回答をしたいと思います。

決算附表の42ページをお開き願いたいと思います。

ふるさと納税にかかる使途別の寄附に対してどのような事業に充当したのかということでございますが、充当事業につきましては平成29年度分といたしまして42ページから43ページの表でございます。

それぞれ使途別に適用事業を番号で申し上げますと①の震災の伝承につきましては平成29年度から寄附の枠として創設いたしましたので、適用事業はございません。

②の安全で安心なまちづくりにつきましては、下のほうの表の②防災マップ、⑩木造住宅耐震診断、⑪消防水利、⑬個別受信機の機械器具。

続きまして、③集いとにぎわいの部分でございますが⑭野球場整備工事。

次に、④健康のまちづくりでございますが⑤子育て世帯応援扶助金、⑦から⑨までの事業でございます。⑤につきましては①の公用車の車両購入、それと⑥太陽光発電でございます。⑥

の使途につきましては④の志津川高校の魅力化事業でございます。⑦参加と協働が活発なまちづくりにつきましては③のおらほのまちづくり事業となってございます。

なお、今回①平成29年度創設のため充当実績がございませんが、⑧の戦略的な地域経営の展開につきましても平成29年度はございませんでしたが平成28年度において水産のブランド化推進振興事業に対して充当した実績がございます。以上でございます。

○委員長（村岡賢一君）　及川幸子委員。

○及川幸子委員　おはようございます。

ただいまのちょっと説明では理解しがたいことがありますので、もしできれば資料によりましてお昼休みでもよろしいですので、これらをどの基金からどの事業にそれを振り向けたかというのを提出……（「（聴取不能）」の声あり）それだったらそれなりに何に何と今言われて、ちょっと理解しなかったところもありますので資料によりまして、これでもいいですのでどれとどれということで記載お願いいいたします。

それから、この資料の附表の38ページからですね。

（1）職員採用の研修の関係です。町が主体となり実施した研修、新規採用試験研修17人とあります。これは平成27年度募集でして平成29年度採用の職員だと思いますけれども、17人は平成29年度に全員採用して研修したと思われますけれどもこの研修内容をお伺いいたします。

それから平成29年度採用なんですけれども、募集要項によりますと平成26年、平成27年、要するに平成29年以前は高校生から大学生という年齢でしたけれども平成29年度は50歳まで引き上げになっています。その理由と障害者枠で2名という募集要項があります。この前の質問では水増しはなかったということなんですけれども、障害者を2名とる2名枠を追加ということは、今の人数に対して不足があって2名を募集をかけたのか、今後のこと2名を募集をかけたのか定数に対しての人数を適正だったのかどうなのか。不足で追加したのか、その辺を説明願います。

○委員長（村岡賢一君）　企画課長。

○企画課長（及川　明君）　もう一度附表の42ページをごらんいただければと思いますが、及川委員からのご質問はそれぞれの使途別の寄附に応じた充当事業を説明してほしいというお話が昨日の質問だったと思います。そういうことで申し上げましたが、もう一度申し上げます。充当事業①の震災の伝承につきましては平成29年度に創設した関係から、平成29年度の事業には適用は充当はされてございません。②の安全で安心なまちづくりにつきましては、その

下の表に移っていただきまして、防災マップ作成委託事業②です。それと⑩の木造住宅耐震診断、同じく43ページにいきまして⑫と⑬消防水利の標識及び個別受信機の機械器具でございます。次に⑬集いとにぎわいのあるまちづくりの適用した事業につきましては、⑭野球場の整備工事でございます。次に⑮のみんなで支えあう健康のまちづくりにつきましては、⑯の子育て世帯応援扶助金、⑰からの妊婦歯科健診から⑲の特定不妊治療費までございます。次に⑳の環境と調和したまちづくりにつきましては①の公用車両の購入費と②の太陽光発電の補助金でございます。㉑の知性と豊かな心を育むまちづくりにつきましては、㉒の志津川高校魅力化推進事業に充当してございます。続きまして㉓参加と協働が活発なまちづくりにつきましては、㉔のおらほのまちづくり支援事業でございます。㉕につきましては平成29年度の充当事業はございませんが平成28年度に水産のブランド化推進事業に充てた経緯がございます。

なお、㉖の特に指定なしの部分につきましては、さまざま㉗までの事業での不足分等に補う形で充当をしているということでございます。以上でございます。

○委員長（村岡賢一君） 総務課長。

○総務課長兼危機管理課長（高橋一清君） 職員研修等についてのご質問がありました。附表の38ページに（1）として町が主体となり実施した研修として新規採用職員研修17名、新たに採用したその年度の職員に対して統一的に基礎的な研修を人事で実施しております、それへの参加者が17人いたという形でございます。新採の職員は等しく基本的なことはちゃんと教えて始まらないといけないものですから、内部で実施しているものでございます。それから障害者の国の取り扱いがなんといいますか、恐らくその証明といいますか、手帳を持っていない人たちも実際的に現場において障害のある方々をカウントしたりしていたことがニュースで流れているのは私も見ておりますが、そういう形での取り扱いというのは町では行っていませんで、基本的に認定のある方でカウントをさせていただいていると。ですから水増しとかは一切ございません。よろしいでしょうか。

それから……（「……2名追加で採用……」の声あり） 2名が不足しているということですね、平成30年度で2名募集をしておりますのは、いわゆる障害者雇用法で定める率に達していない部分を募集定員として現在募集していると、その分が不足しているということでございます。

それから平成29年度の採用で50歳というお話をあったんですが、ちょっと手元に募集要項がございませんので詳細はちょっと申し上げることできないんですが、もしお手元に持正在ら

っしゃって何の職でということももしおわかりでしたらお答えさせていただこうかと思います。

○委員長（村岡賢一君） 及川幸子委員。

○及川幸子委員 障害者の枠なんですかと何人の定数に対して障害者雇用が何人いて、何名不足で最初から2名が不足だったのかということです。2名平成29年度で募集採用しました。その定数の人数からいくと2名不足だったから今回その2名をとったのかということです。じゃ定数にあわない人数でやっていたのかということですよ、充足していなかったのかと、障害者枠の人数が。50人に1人ということは200人に4人いなきやならないです、定数的にいければ障害者の人たちが。それがなされていなかったのかということです。

それから平成29年度の募集の中で、公務調理員が昭和43年です。昭和43年からの4月2日以降に生まれた方というと50歳までになるんですけれども、県委託の採用試験も50歳まで公務調理員50歳までということになっておりますけれども、その辺ご答弁願います。

○委員長（村岡賢一君） 総務課長。

○総務課長兼危機管理課長（高橋一清君） 障害者のほうでございますが、おっしゃるとおり町の一般会計レベルで4名必要なことになっておりますが平成29年度で1名不足な状態、つまり3名雇用していたんですけども1名平成30年度でこの平成30年4月、3月末で退職しておりますので現在2名が不足している状態でございますので、現在2名を雇用しており2名不足の状態と。つまり4名必要ですからという状況でございます。

それから調理員の年齢につきましては調理師のライセンスを持っている方で、そしてなつかつ年度末にどうしても必須の状態でおりましたので、採用枠としては年齢を引き上げて募集をかけさせていただいたということでございます。

○委員長（村岡賢一君） 及川幸子委員。

○及川幸子委員 ということは3名のうち1人退職したから2名でやっていた。本来なれば4名なきやならないのを1人退職なさったので2名でやっていたから2名ということで、実質1人が不足ということでやっていたということですね。理解いたしました。

では、労働基準法ではないな、これは。職員の定数に対して1名不足でやっていたということになりますね。今回2名募集したんですけども2名採用になっているんでしょうか。それと不足の2名分が採用なさっているのか、その辺お願いします。試験合格になっているのかどうかですね。

それから県に委託している採用試験も50歳まで上がっております。建築の方は30歳になって

いましたけれども、その辺も先ほどは現場から急に言われて必要だから50歳にあげたというんですけれども、県に委託の初級の採用試験も50歳に上がっておりまます。建築は30歳なんですがけれどもその辺の年齢を上げた理由をお伺いいたします。

○委員長（村岡賢一君） 総務課長。

○総務課長兼危機管理課長（高橋一清君） 障害者のはうは募集はしているんですけども応募がないという状態でここ近年来ていて、平成30年度についてはまだこれからの応募受け付けしての試験という形になりますので、現在のところは採用は決まっておりません。

それから、年齢を50歳に引き上げているのはよくごらんいただきたいと思うんですが単純労務のいわゆる調理員とか校務ですね、校務、調理員で募集している方についてのみ50歳をしているかと思います。通常の初級の事務職員の採用ではそこまで年齢を引き上げてはおりません。

○委員長（村岡賢一君） 他に。（「あるんですけども」の声あり） 山内孝樹委員。（「後でみんな一応確認させて」の声あり）

○山内孝樹委員 おはようございます。

総務費一般管理費1節の報酬に出てまいります行政区長の報酬ということですが、行政区長について、まず1点。

それからこれは63ページ、11目電子計算費委託料ということで次のページにまたあって、各備考に掲載しております。この中で以前にも説明等でお答えをいただいているかとほかの委員が議員兼ねてですが、からきし私苦手なパソコン等も兼ねて伺いたいと思います。このパソコンの機種、庁舎が新しくなりまして機種導入全て新しい機種に導入されてスタートされたのか、まずこの点。

それから一つ手前、失礼。危機管理対策費ということで10目、63ページ。報酬に出てきます地域安全指導員とほかについて、附表を兼ねて見て質問をしたいと思います。

それから71ページ、3項戸籍住民基本台帳費。これについてお伺いをさせていただきます。

まず、区長でありますのが行政区長の22ページ、23ページ附表です。歳出決算額の不用額調書、不用額の説明の中に出でてきます行政区長報酬について、区長行政区新設数が見込みを下回ったためということでこういう説明がありますが、現在行政区長の数は60人を超えていたかとこのように思っております。見込みを下回ったという中身をお示しいただきたい。

それから、次に附表でいえば40ページなんですが、交通安全指導員活動概要、そして⑥の防犯対策の中に出でます南三陸町地域安全指導員の活動概要ということで、附表で説明をさ

れておりますが、交通安全指導員の概要を見ますと平成28年度からみるとまた2名ほど少なくなつておると、減つておると。条例の定数においてはこれまでもそうなんだが35名の定数においてはかなり低くなつておるんだが、この状況を説明をしていただきたい。

また、その下の地域安全指導員、この活動も前の年度から見ますと1名ほど減つております。その後の状況をお示しをしていただきたいと思います。

それから附表の54ページ、戸籍事務ということで、戸籍の関係証明書交付ということで、附表に説明として載つております。この中でですが死亡届、これは295人お亡くなりになつておられる。平成28年度は234人ということですが、また多く亡くなられた方がおります。

また、特にことしは初盆を迎えるに当たりかなりの多い、これまでにない亡くなられた方があるということを確認しておりますが、ここで歌津の総合支所で死亡届等をされた数、どのくらいあつたでしょうか。これを兼ねてまず、1回目の質問とさせていただきます。

○委員長（村岡賢一君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） 庁舎が新しくなつてパソコンも全て入れかえたのかということでございますがそういうわけではございませんで、今府内LAN系統で390台ほどございますが震災直後は全国からの支援という形でパソコンをいただいて府内LANで活用していたということもございますが、ほとんどがかなり古くなつてきているということで平成24年度から段階的に賃貸借、いわゆるリースという形で入れかえております。庁舎の建設と関連しても若干リースとして入れかえたものはございますが、相対的にはほとんどがリースと。平成24年度から続いている部分もございまして古くなつてくると故障も出てくるので返したり、また改めて一定台数をまたリースという形で賃貸借したりといった運用で現在おりますので、全てが平成29年度庁舎完了時に入れかえたわけではございません。平成24年度から一定台数をやつてきているということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（村岡賢一君） 総務課長。

○総務課長兼危機管理課長（高橋一清君） 行政区長の関係からお答えをさせていただきたいと思います。行政区につきましては例規の上では76行政区ということで、もちろん震災前の行政区からの推移を部分的に残しながら、例えば被災されながらもまだ住所がそこにあるなどの状況から、全くなくしてしまうということができない事情がございます。そういうたった関係から数の上だけでは条例上76となっているわけでございますがそこに新たに、それぞれ住み分けた地域の事情に応じて行政区の再編という作業を続けてきている状況でございます。そういうたったプロセスの中で、行政区が立ち上げされるタイミングがどうしてもずれているとい

うのが現状でございます。平成29年度の予算が残ってしまった部分については、それらをなるべく早い時期に行政区として立ち上げるための努力を地域と話し合いながらお薦めしているわけですけれども、その時期がこちらができるだけ早くと思いつつも地域の事情に応じてスピード感がずれていっている状況でございます。そういった中で例えば平成29年度の中で立ち上げを目指していた、今はもう行政区として立ち上がりましたけれども西ヶ丘行政区とか天王山中央、志津川中央などが平成30年度からのスタートになりましたがこれらが平成29年度の支出残となった形となっております。

また、そのほかにも東の東、東の西、それから中央、こういったところはこれも立ち上げを目指しておりますが、まだ行政区として立ち上げ切れていないという状況がありまして、予算の上では残となってしまった形でございます。

それから交通安全指導員と地域安全指導員の関係について、附表の中で示されている数が減少の状況にあるということは、担当のほうで年度末で整理しておりますので間違いない数字だと思うんですけれども、状況としては新しい、どうしても事情があってやめなければならぬ方の部分について、入れかわりの補充がなかなかつかないでいるという状況があって、数においては減少ということになっているのだと思います。いずれ担当の方ではそれらについてはなるべく充足する努力をしているということでございます。

○委員長（村岡賢一君） 総合支所長。

○総合支所長（佐久間三津也君） それでは平成29年度の歌津総合支所における死亡届の件数でございますけれども、35件でございます。

○委員長（村岡賢一君） 山内孝樹委員。

○山内孝樹委員 ちょっと前後しましたが、区長から。環境が変わりましていろいろ再編というんですかね、それで苦慮しているということですが、先ほどの行政区長さん的人数、区長数は60をちょっと超えたぐらいでしたね、前に。今どのような推移をしているかわかりません。そうすると10地区の区長さん分が不足していると、簡単に言えばそういう解釈なんですが現在の区長さんにおいて、まだ区長さんが見込みで憶測たるところの地区を近隣の区長さんが担っているのか、その辺をお伺いします。

それから、最初に企画課長からパソコン等について新規の導入になつていて、その点の説明をいただきました。実は古くなつてというのは当然のことなので、またリースであるということなので、ということは実は一般町民から何というんでしょう、払い下げというんですか、できないものかという単純なお話を受けたわけでありまして、古くなるとそれを払い下

げされてもどうしようもないのかなと私はお答えを受けていたんですが、まだ仕事柄どうしても情報の早期の伝達等でかなり機械も進化していると、そういうもので入れかえたのかなという感覚でお伺いしました。実は一般の方々は私は全くダメなのでそういう声というんですかね、どうなんだろうなという声があったものでして、可能な機器であれば払い下げとして有効的な活用ができるんではないかという単純な思いでお伺いしました。リースであれば不可能ということなんですかね、わかりました。

それから交通安全指導員等に当たっても総務課長からお答えをいただきましたが、各地区等に依頼をして隊員の導入を考えているかと思うんですが、なかなかこの条例の定数には達しないのではないかということで受けとめました。またおやめになりました18名の方、あるいは安全指導員に当たっても1名不足しているんですね。7名の方々で今後、指導に当たっていただくわけですがこれも大変なんではないかなというイベント等とかも重ね合わせまして、そのような思いがあったものでお伺いをさせていただきました。

それからこの点についてもう一度再編等も考えておるのか、その点をお伺いしたいと思います。

最後、総合支所佐久間支所長から35件あったということでした。実は私も認識不足だったかと思っておるんですが、震災前は土日祝日も届け出が可能がありました。震災前そのように受けとめておりました、総合支所。震災後にたびたびあるわけではないことなんですが、私の地区におきましてちょうど土日なんかこのごろ最近ちょっとと思い出したんですが、仮設で総合支所、今の消防署のところ前の平成の森のほうにありましたね、あの伺った際にも届け出が不可能だったわけですね。それで本庁にまた向かいました。8月26日イースタンリーグがあった際にも寺使いと称しまして地区のご高齢の方が亡くなられまして、ちょうどその日に前の日に亡くなられたということで26日に8時半をめどに支所に向かいました。案にたがわず何だ、ガードマンというのかな、警備保障の方がおりまして、またその野球は中止になりましたが職員の方も誘導に当たるために支所内におりまして、もちろん開いていないので本庁に向かいました。その際に教育総務課長にもお会いして野球に足を運ばれていたようですが二言三言話をして本庁に向かったんですが、本庁でこちらで届け出を済ませました。私が言いたいのは、なかなか住民のサービスといいますか、支所としての機能を十分に果たしていないのではないかという思いがあったものでして、この例えば死亡届等に当たっては土日祝日等の広報等でお知らせをしておりましたかね。ちょっと私そこら辺が認識不足であって、これは副町長とも御存じかと思うのでお伺いをしたいと思います。

○委員長（村岡賢一君） 総務課長。

○総務課長兼危機管理課長（高橋一清君） まず、行政区長さんでございます。できていない地域については近隣の区長さんが面倒を見るのかというご質問でしたが、実際はなかなか現実的にはそういうことも難しいものですから、まだ立ち上がっていないところの住民の方々への連絡などは全て郵送で送らせていただいて進めております。

それから平成29年度までは行政連絡員さんがいらっしゃいまして行政連絡員を含めて70人、内訳として区長が62人、連絡員さんで8名、合わせて70名の体制でやっておりましたが、おかげさまで仮設の部分が終わったものですから連絡員さんがなくなって、現在平成30年度の4月からは65名体制で現在進めております。

なお、不足といいますかまだ立ち上がっていない行政区もありますし、それから残った浜通りの何軒かの家が行政区にまだうまく所属できていないという地域などもございますので、それらは今町で地域に働きかけをしながら立ち上げているところでございます。

それから、地域安全指導員さん7名の体制ですが、男性4名、女性3名ということで男女のバランスもとったり地域のバランスなども考えながら、委員さんを充足する努力をしていきたいと考えております。

なお、現在の活動は現在の方々で大きな支障は出でていなく進めておりますがやはり定数がございますので、もう少しふやす努力はしていきたいと考えてございます。（「後はいいのか、パソコン」の声あり）

○委員長（村岡賢一君） 総合支所長。

○総合支所長（佐久間三津也君） 総合支所における閉庁日あるいは祝日等の関係でございますけれども、閉庁日、祝日につきましては本庁で届け出等を受け付けていただいているという状況でございます。

また、広報等で周知しているのかということでございますけれども、特に開庁日ですか、日曜開庁における受付内容などということで、ホームページ等でお知らせしているとおりでございまして、どうしても職員の体制もございまして本庁で日曜開庁、うちの支所の職員もそちらに出向いて輪番で勤務している状況でございまして、現在本庁で行っているというのが実情でございます。

○委員長（村岡賢一君） 山内孝樹委員。

○山内孝樹委員 区長については可能な限り各地区から推薦をいただきまして、定数に満たすよう努めていただければと思います。

それからここで総務課長に言っておきますけれども、指導員ですか、等に当たっても定数にはなかなか及ばないと思うんですよ。例えばご苦労をなさっていると思うんで、その辺をフォローしながらできる限りの働きかけに努めていただきたいと思いました。

それから前後しますが企画課長にお答えいただきましたように、リースということで不可能だと。町民のお声ということを代弁してお伺いをさせていただきました。そしてまた総合支所長から土日祝日ですか、この届け出は本庁のほうでと。これはいいことではないんですが私も日曜日にその手続をしなきゃいけない状況でありましてそういうことを目の当たりにしたものでして、苦情というものはないかと思うんですよ。ないかとこのように確認しております。ただそこから役場本庁舎に出向きました。私がここで言いたいのは総務課長が過日議案として上がった改編ですね、危機管理課が総務課に入ると。私は反対の反対ではないんです。大変な思いをしているというのはここで関連があるので言わせてもらいますけれども、申し上げたい。大変な思いをしているのは重々察しています。ただ、震災の想定外を想定した中で、職員も縮小するということですが、想定外を想定した再編というのも早期になすべきだったのではないかということで重い腰が私は上がりませんでした。へ理屈といいますか、そういう思いもありますと聞いたんです。ですから総合支所で届け出が不可能であっても何というんでしょう、縮小していって住民へのサービス機能が薄れていくんではないかと。亡くなられた方を上げていうのも大変失礼な言い方だったかもしれませんとそのような思いで、住民も私もその一人ですが皆さんご苦労なさっている職員方、行政に携わっている方々とともにそのような周知を兼ねて、共通の理解を共有しなくてはならないのではないかという思いで各項に当たってお伺いをさせていただきました。私がいう思いというものを強く深く受けとめていただけると思いながら、私の質問を終わらせていただきます。

○委員長（村岡賢一君） ほかに。今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 今野です、おはようございます。何点か伺いたいと思います。

ただいま前委員の区長制度についての質問ありましたので、私は簡単にその部分は。区長制度で伺いたいのは、先ほど課長答弁あったまだ行政区に入っていない部分、浜通りの部分がなっていないということなんですけれども、そのところもう少し詳しく伺いたいと思います。

第2点目というか、区長制度に関してなんですけれども実は今月ですか、区長さんたちの発信というかで被災されたところへの寄附金の何というんですか、広報を配ってくるときに今回寄附をお願いしたいというか、寄附が回ってくるということで500円ずつ寄附をさせてい

ただきました。そこで寄附について伺いたいんですけども、区長さんも足りない中どういったいきさつで寄附が回ってきたのか、そのところを詳しくではなくていいので、簡単に伺いたいと思います。

3点目なんすけれども、附表の39ページ、ウェブＩＴＣというホームページを使って住民サービスの向上というものがありました。そこで伺いたいのは、こういったネット環境を使ってまちづくりする上で、実は先日の新聞なんすけれども全国の一番若い市町村長という小さな記事が出ていたんですがその中で、市長の公募で選ばれた副市長の政策を興味深かつたんでそれを頼りに質問させていただきます。

実は例えば道路の穴とかあった場合に、ラインで通報してそれで修理に出動するというそういうシステムらしいです。全国からいっぱい問い合わせが来ているという状況の中で、こういったネット環境を使ったこれからの住民サービスの向上というのはおいおい考えていくのかどうか、伺いたいと思います。

第3点目なんすけれども附表の48ページ、さきの同僚議員の一般質問でもあったんでほとんどわかったんですけども地域おこし協力隊のことについて、若干伺いたいと思います。地域おこし協力隊、実はこれまたいつもの話なんすけれども議員講座で私の話している先生が成功の鍵は、そして大切なことはしっかりしたミッションだと、そういうことを言っていました。そこで確認したいのは、附表にあるような個別面談等回数が載っています。どういった形でていたのか、担当の職員さんとのものなんでしょうけれどもそのところを少し詳しくと、もう1点協力隊に関しては、報償費は毎月支払われるものでしょうけれども活動費としての委託料について、伺いたいと思います。昨年は人数半分ぐらいだったのでたしか750万円ぐらい。ことは人数がふえているので1,600万円ぐらいなんすけれどもその消化率というか、決算でみるとほとんど出ないみたいなのでそこで詳しく伺いたいのは、確か1人200万円でしたっけ、あるんでしょうけれども個々に必要な金額というのは多分、例えば実際やるものといろいろ何というんですか、頭で考えるというか、余りいろんな何かは必要なんでしょうけれどもそういうばらつきがあると思うんですけども、毎年ほとんど消化しているんで委託のシステムというんですか、全部当初こういった金額で委託してその中で全部やってもらうということなので、実際に使われた分との差額は委託された方の手数料というか、そういうことになっているのかどうか、その点伺いたいと思います。

次、もう1点なんすけれども、本当はもっといっぱいあったんですがまとめてこの質問にさせていただきます。これまた新聞のもので何なんすけれども、けさの新聞なんすが建

築家の坂さんという方の記事が載っていました。皆さん御存じかどうかわからないんですけども女川の入浴施設の入った駅をデザインされた方です。この方いろいろ震災当初から避難所に来て、簡単にプライバシーを守るための何かをデザインというか仕掛けをしてボランティアなさった方なんですねけれどもその言葉の中に、以前はボランティアに行っても町からの要請があったのかとそういう何か質問のところで町からは一切なくて、町にボランティアというとそういうことは前例がないのでということでほとんど自主的に行っていましたそうです。そこで前例がないことにということで、私もほかの四つ、五つの質問をまとめさせて質問させていただきます。復興が進むにつれて前例のないことがいろいろ出てくるでしょう、例えればいろんなことがあるんでしょうけれどもそこで全部本当は聞きたいんですけども、総務費に限って伺いたいのはことでいろいろ報告になっているうちで打ち切りというか、もう役目を終えた事業、仮設関係はあるんでしょうけれどもそういったところがあったら伺いたいと思う。それとあわせて前例がないというものなので来年度当たり総務費に限ってこれだけは新たにやらなきやならないそういう事業、決算の途中ですけれども、もし来年度の予算編成に向けてありましたら伺いたいと思います。

○委員長（村岡賢一君） 総務課長。

○総務課長兼危機管理課長（高橋一清君） とりあえずといいますか、最初にご質問いただいた行政区の関係でお答えします。

浜通りで被災して残った数少なくなってしまった戸数のために、そこを行政区として独立した状態で運営していくのが難しいということから、近隣の行政区と再編成を働きかけはじめていたということになるわけですけれども、残っていたところで戸倉地区の在郷があったんですが、おかげさまで水戸辺行政区との話し合いもつきまして10月1日から、新たにその行政区の中に含まれて新しい何といいますか、体制ができるということになりましたので、お知らせをしたいと思います。

それから今回といいますか、先月になるんでしょうかね。西日本の豪雨災害の寄附金活動ということで行政区長会が主体となって提案が区長会から出て、東日本大震災でお世話になった恩返しにということでテレビなどで見る限り本当に大変な状況に思えるので、住民の方々の気持ちとして行政区長さん何もやらないんですかという声もあるのでという声が集まつて区長さん方の組織で決定をして、区長会で寄附金を集めたということでございます。

○委員長（村岡賢一君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 多分道路の通報システムだと思いますけれども、スマホで撮影した

ものと。国土交通省が四、五年前もしかすると震災前からなんですかけれどもそういうシステムを取り入れてございまして、今は少し進みましてスマホにG P S機能がセットされておりますので、写真を撮ってそのデータを町のシステムに送ると町では図面上に位置が表示をされて写真が見られるというシステムだと思うんですけれども、多分この件に関しても何年か前に企画のある職員と話をしたことがございます。それに対して町は対応した結果を同じたしか部分に写真をつけて書き込むと。それで皆様に公開をするという内容だと思いました。ある意味いいシステムだとは思います。しかし、いろんな問題点もあるんじゃないかなと考えています。最近ネットを使ったいろんな問題が発生をしていますけれども、ある意味ゲーム感覚でそういう写真を撮って送られるということも考えられますし、当然受け入れ側の体制、毎日のようにそういう情報が入ってきたときに町として放置するわけにいかないという状況になると思います。そうしたときに当然業者に委託ということになれば、当然時間もかかって逆に評価が下がるということも十分考えられますので、いずれ全てに対応できる今は直営班いますけれども直営班をもっと充実をさせなければならないといういろんな課題がございますので、そこはもう少し慎重に取り扱うべきだなと考えてございます。

○委員長（村岡賢一君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） 今建設課長答えましたが、いずれ I C T 環境を活用したまちづくりという総括的な質問なのかなと思いましたので、具体的には今のようなものという話で建設課長が多分答えたと思うんですが、いずれ I C T の発達とともに I C T の活用も含めて環境も含めて、格差が生じてきているのも事実です。その格差が是正されることには一定の行政サービスも、なかなかそれをオンリーという形での使い方は非常に難しいんだろうと思います。例えば広報にしてもホームページで広報を掲載しておりますけれども、それ以外にも紙ベースで I C T の弱者向けにということの名目で紙ベースでも配布していると。いずれそういう二重の経費が必要となることも想定されますので、その辺は使われ方あるいは使っている方々が住民のシェアとしてどれぐらいいるのかとか、そういった部分を慎重に見極めた上での対応になるのかなと思っております。

○委員長（村岡賢一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤宏明君） 続きまして、地域おこし協力隊の質問の関係でございますが、まず決算書で言いますと68ページ、地方創生推進費の中に地域おこし協力隊の関連の決算は計上されてございます。平成29年度につきましては報償費の中で981万8,900円、それから13節委託料の中で事業の委託料として1,584万円ほど、合計しますと約2,560万円ぐらいの事業

費で運営を行ったということでございます。当初予算の段階では全体として13名の隊員を確保したいということで、全体としては5,390万円ほどの予算を計上させていただきました。結果といたしましては附表の48ページに表を掲載させていただきましたが募集にこぎつけたのが10名ということで、それで採用に至ったのは5名ということでございます。前年度からの継続の隊員が2名ございましたので、結果平成29年度末では7名の隊員が着任いただいているという状況でございました。年度途中の採用もあったということで、全て満額の支給ではなかったということになります。

その隊員につきましては附表の48ページの最下段に、育成事業ということで面談を定期的に開催しているということでございまして、全体の事業をマネジメントいただいている委託業者とそれからご本人パートナーシップである町民の方々、それに当課の職員が加わりまして定期的にミッションの進捗状況、方向性等々を確認しながら事業を進めているということで、まさに委員がご質問したしっかりしたミッションの構築が必要だというところは定期的に確認をしながら進めているという状況でございます。その上で各隊員の活動費につきましても、全体をマネジメントする委託業者で管理をしながらやっているということでございまして、年度当初に上限額をお渡しして、この中で活動して精算して返してくださいということではなくて、隨時その辺もちゃんと管理をしながら取り組みをさせていただいているという状況でございます。その分が委託料の中にも含まれてございまして平成29年度の決算額は1,500万円ほどということでございましたがこの中で、実際に隊員が活動費として使用した金額は約330万円ほどとなってございます。これも先ほど申しましたが着任の時期が若干違うということでございましたので一概に割り算して幾らとはちょっとならないんですが、概ね満額に対しては半分以下程度平成29年度につきましては活動費として支出をされているという状況でございます。

○委員長（村岡賢一君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） 最後の委員のご質問で前例のないことという話の部分では、今回の震災対応が前例のないことであるということは委員もご承知かと思いますが、役割が終えた事業という部分でちょっと漠然としていますが端的に言えば、今現在役割が終えた事業といえば仮設住宅がという部分になります。それとそれに付随した各種事業がどうしても役割は終えたといえるものになってくるかと思います。町といたしましてはいずれ震災復興という部分が終了する平成32年度以降、いわゆる平成33年度以降ですか、事務事業の見直しというものに現在取り組んでおりまして、ほんとうのこの事業が平成33年度以降必要なのかという

部分を改めて洗い出している状況にございますので、いずれ機会が来たらそういった部分もお見せすることができるのかなと思います。

○委員長（村岡賢一君） ここで、暫時休憩をいたします。

再開は11時25分といたします。

午前11時06分 休憩

午前11時23分 再開

○委員長（村岡賢一君） 再開をいたします。

2款総務費の質疑を続行いたします。今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 いろいろ質問してしまいます。

第1点目なんですけれども浜通り在郷地区10月から結成というか、なったということで大体人数10前後ですか。そこでこういった行政区をなるべく早く立ち上げないと、その地区にとって大切な事業や重大な事業が行われるということが広報というか、知らされないこともあると思うので、今後点在する小さな残った部分の行政区をなるべく早目にまとめていっていただきたいと思います。

そこでその次の寄附金に関してなんですけれども、西日本のもの区長さんたちの発案というか、そういうことで大変いいことだとは思うんですけども、ただその中で1点確認したいのは全部500円寄附になったのか。聞くところによると約200万円ぐらい集まったという情報を得ていてそのことはいいんですけどもそれによって、今後例えば地域づくりをする上で私のこと大変いいモデルといったらおかしいですけれどもなるんじゃないかと思って質問、委員長にもにらまれていますが簡単に。例えばこういった寄附金の形で地域づくりのための寄附ではないんですけども協賛金みたいなものをしていただくと、今後団地等を初め地域の美化整備というか、簡単にいうと草刈りなんですけれどもそういったものの活動をする何というんですか、資金というかそういうものも調達できるんじゃないかと思うんです。例えば今回のように500円だと200万円ぐらい、1,000円だとその倍なんでしょうけれどもそういったものをどういったシステムか考えて報償費のような形で出して、昔以前地区でやった川掃除とか草刈りのようなそういったものに報償費的に出せるようなことが構築できるんじゃないいかと思いますが、その点に関して簡単ではないと思うんですが考えたいと思います。

次、ウェブに関してのもので詳しく答弁いただきまして、私建設課長の答弁も確

かに大切だと思います。企画課長のものもそうなんですけれども私一番大切なのは、レスポンスのいいというか対応の早い行政だと思います、昨今。ちなみにラインとかですとスルーすると大変なことが起きるということも聞いていまして、そこで例えば情報を得たらとりあえず現場に行っての確認とかそういったことは簡単にできるんじやないかと思います、現場の確認だけは。それからの対応はしっかり対応が必要だと思うんですけどもそういった何というんですか、レスポンスの関係からいうとやはり本当は理想的なものはそういった事案はどこでやっているんだという答弁をいただければうれしかったのかなと思いました。

次、まちづくりの協力隊のものなんですけれども、実質330万円ということはこれは多い金額なのか。活動に金額の多寡はないんでしょうけれどもやはりしっかり40回の面談とは言いますけれども、これ以前私言ったのは職員の方ももう少しせめて担当職員とは言わなくとも、ある程度似たような分野もしくは得意な職員いたらそういった方を張りつけるとまではいかなくてもこのミッションの人にはこういったと。そうするとより活動の充実といったら成果というか何というんですかね、効果ですか、そういったものも得やすく、そしてなおかつ予算ももっと必要になってくるんじやないかという勝手な思いがあったものですから、そのところ今後。

最後に先ほどの答弁でちょっとわかりづらかったので、実際に使った事業費というのは最初から渡してやるんじやなくて出来高制みたいなという報告だったんですがそういった場合に、委託料の算定というかどうなんだか。例えば330万円のものがあったらその1割を委託料にする、そういうシステムなのか、もしくは大変な仕事だから最初から幾らというそういう委託の方法なのか、その点伺いたいと思います。

○委員長（村岡賢一君） 総務課長。

○総務課長兼危機管理課長（高橋一清君） 行政がというご質問であれば、やはり住民の方にご負担いただく行為は全て法令等に基づく根拠に基づいたもの以外はやはり難しいことあります。地域によってそれぞれ地域の中で、自主的な活動の中で賛同を得た計画であればそれはみんなで出し合いながら協働の活動経費に充てることは構わないと思いますが、行政としてはそういったことになります。

○委員長（村岡賢一君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） 行政区で集めた寄附を地域づくりにも同じように協賛金という仕組みを構築できないかという部分ですが、もう既に各地区でそういった部分も地区の草刈りであるとか花いっぱい運動であるとかそういう形で、防犯灯の維持管理費も含めてもう既に行

っているという認識ではおりますので、そこをあえてまた行政を介してやるというのはいかがなものかなと思っております。それと I C T ウエブ環境を使った行政の推進という話でございましたが、先ほど建設課長も答えましたが入ってくる情報としては確かに早いかもしれません。ただ電話で連絡するのも同じ速さかなと思います。いずれ対応するのは我々職員いわゆる人間でございますので、いかに電話であれラインを使ったものであれそういった情報提供にいかに担当課がその事務を処理するかということでございますので、そこは常々各担当で意を用いて行っていると思いますのでご理解いただければなと思います。

○委員長（村岡賢一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤宏明君） 全体の事業の進捗の管理ということになろうかと思いますが、一義的には当町の地域おこし協力隊の特徴といたしまして地域にプロジェクトのパートナーがいらっしゃるということになります。ご本人が取り組む上で疑問に思うこと等々は一義的には、パートナーの方とご相談をしながらよりよい方向に持っていくいただくというのが初めになろうかと思います。その上で委託している事業者がございますのでご本人の計画全体の管理をしながら、またそれも補完をしていくということでございます。さらに隊員の方を除きまして我々と委託先の業者の間でも現在の進捗状況、考え方等々の確認をしながら行っているということでございますのでご本人のプロジェクトが完遂できるように、今後も支援をしてまいりたいと考えてございます。

それから委託料のことなんですが、当初予算を計上させていただく場合はお一人最大200万円という活動費になりますので掛ける人数ということで、予算は計上させていただいているというところでございます。その上で実際に活動したときに発生する経費をその分も全体の委託料の中に含めて委託してございます。例えば今回の決算ですと1,500万円委託業者に委託しているんですが、そのうちの330万円ほどは実際にご本人の活動費ということでございますので、そこは実費精算ということにさせていただいております。ですのでそこから掛ける何パーセントが委託料として発生しているということではないということになります。確かに200万円という金額に対しまして昨年は7名の隊員が活動いたしましたので単純に掛け算しますと、活動費全体としては1,400万円という予算の枠があったということになります。その中で三百数十万円の執行ということでございますので、まだまだ執行状況とすれば低いのかなと思います。それは年度を通して活動いただいた隊員が2名でありまして5名は年度途中の採用ということもございましたので、そういう要因があるということが一つ。

それからさらに、ご本人がその枠を超えていろいろな活動に取り組みたいということがありましたら既存の補助制度等々の活用につきましてもご相談に乗らせていただいて、その辺の指導等々も含めて対応してございますので、そういういたものも活用しながら事業を進めていっていただければと思います。

○委員長（村岡賢一君） 今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 大体わかりましたけれども区長制度に関しては先ほど寄附金の関係で言いましたが町主導じゃなくて町で協働のまちづくりといっている観点から、今回のような寄附金の流れも多分町からの何というんですか、働きかけはないんでしょうけれどもこういったムーブメントが起きる形からすると、今後もこういった区長さんたちの主導で地域の管理というかそういうことが起きるといいと思うんで、協働のまちづくりという流れの中からこういったことが進むのがベストだと思います。そこで伺いたいのは、各町場の団地でいろいろ地域の清掃活動をする上で集会場の備品という項目がありましたがそういう備品の中に、私在の方だと各自草刈り機を持っているんですけれども集会場でなくてもいいんですけれどもそういうところに草刈り機のような備品等は購入できる、安心安全考えるとそういうことは控えたいんでしょうけれどもそういうところも今後考えていく必要があるんじやないかと思いますので、伺いたいと思います。

ウエブに関してはやはり言ったように、現場対応をする上で高齢化社会たしかに課長答弁するように電話等での連絡でもいいんでしょうけれども、なるべく住民の人が不便に思っていることをとりあえず受けとめたという姿勢を見せることによって、大分よりよい方向に変わっていくんじゃないかなと思います。

最後協力隊員の関係ですけれども先ほど1,500万円のうちの330万円が実質的。単純計算すると1,200万円は委託料なのかとそういうものを受けますので、もしこの場で一所懸命なさっている委託業者さんへの委託料が幾らなのか、変動するんだったらそのシステム、そこを伺つて質問とさせていただきます。

○委員長（村岡賢一君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） 集会場というか行政区単位でのそういう草刈りの備品とかをそろえるという部分ですが、それはそれでそういうこともいいのかなとは思いますが前段で協働のまちづくりという言葉を使われますと、今住民の方々が持っている機械で地域へ参画して草を刈るというのが一番の協働という部分に当たるのかなと思いますので、今すぐいいことだということではいと申し上げるわけにはいかないと思いますが、いずれそれぞれがそ

それぞれのお住まいの地域でいかに地域活動に有効な手段を用いてやるかというのが協働のまちづくりの主体の部分になるのかなと思いますので、ご理解いただければと思います。

○委員長（村岡賢一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤宏明君） 説明が大変不足しまして1,500万円の委託料のうち委員がお尋ねのとおり約1,200万円弱が事務局経費ということになります。そのうち約4割近くが事務局の人物費相当に当たっているということでございまして、その他の経費をもって隊員の募集、広報活動含めて実施をしているという状況でございまして、それにあわせて先ほど委託に対してのパーセンテージが活動費に対してあるのかということでございましたが、全体のマネジメントに対しては若干の管理費が発生しているという状況でございます。その2つをあわせまして年度通して1,580万円ほどの委託料の執行があったということでございますので、ご理解をお願いいたします。

○委員長（村岡賢一君） ほかに。千葉伸孝委員。

○千葉伸孝委員 簡単に何点か質問させていただきます。

附表の44ページと48ページ、おらほのまちづくり事業とまちおこし協力隊。この事業に関しては佐藤 仁町長が復興のまちづくり、にぎわい、新たな魅力の発信という意味合いではすごい力の入れている部分かなと私も感じています。そういう中でおらほのまちづくり事業の金額がその事業に対する対価としてのまちの計算だとは思いますが、この金額の決め方というのは担当課とこの事業をするに当たって幾らが必要かということの満額を支給という形なんでしょうか。震災前にもおらほのまちづくり事業がありましてそのときは、例えば25万円とか35万円を上限に事業をやってほしいという内容だったと思います。この金額の決め方とか、その辺を教えてください。あとはおらほのまちづくり事業に関しては町内の町民が対象なのか、町外からこちらに来ている人も南三陸町のためにまちづくりをしたいと、そういう形で団体が入っているのか、その辺。一番大事なのはせっかくまちおこし協力隊の方々が来ているので、この人たちも加わっておらほのまちづくりともう協働、連携そういったものができないのか、その辺お聞かせください。

○委員長（村岡賢一君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） おらほのまちづくり事業につきましては、一つ一つの全町的なものについては最大100万円であるとかそういった金額の決めはございます。ただそれぞれの団体におきまして、それぞれの事業費を算出して持ってきますのでそういうことになるのかなと。ただ町の予算的には年度当初で1,000万円という予算、今年度もそうですが計上して取り

組んでいると。昨年度につきましては結果として713万9,000円ほどの補助金であったということで、残念ながら応募は22件もございましたけれどもなかなか了とされる事業が12事業しかなかったということで、その辺の取り組みの精度を各団体が上げていただければ1,000万円になお近づいたのかなと思います。それと町民団体だけかということで、要綱上は町民の団体という縛りは設けてございます。ただほかの震災絡みでいろんな各方面からの団体も手を挙げてきております。そこにつきましてはあくまでも町内の住民参加と協働が活発なまちづくりを目指すということですので、町内のそういった団体を必ず協賛といいますか、共催する形での取り組みでの条件つきということでは了としている事業もございます。一方的に外からきて単発的なイベントをするものについてはNGという形に取り扱っております。それと地域おこし協力隊なんですが、地域おこし協力隊のメンバーでも事業に手を挙げている今年度なんかもありました。ただ中身がやや審査の過程におきまして熟度といいますか、そういったものが不足のため今年度対象とはならなかったんですが、いずれそれで縛りを受けている地域おこし協力隊だからとかいう縛りは特には設けてはございませんで、あくまでも住民参加、地域おこし協力隊も一住民としての参加の資格といいますかは得ているということでございますので拒んだり何かしているわけではございません。自由に参加できると思います。

○委員長（村岡賢一君） 千葉伸孝委員。

○千葉伸孝委員 定住・移住促進も町でしているので定住になってこの町に住んでいけば、おらほのまちづくり事業もやれるということだと思いますので、その辺は幅広くいろんな事業、その人が持っている力量を発揮できる事業でしたら、ぜひ町には取り組んでいただきたいと思います。平成29年度については22人の応募があって12名の団体の採用で、おらほのまちづくり事業が行われたと。こういったことを考えていても、今後まちづくり・にぎわいを戻すためにはやっぱりいろんな人たちが参加しやすい、こういったおらほのまちづくり事業にしてもらいたいと思います。22件あって10人の方がこの事業に参画できなくても、今後また提案してくださいみたいな形で町からも求めていてもそれはいいのかなと、私は思います。

町長が言っていた婚活事業平成30年度力を入れてやるということでしたので、そういった事業をおらほのまちづくり事業にはこれまであったのか、なかったのか。そして町としてそういったことができる町民の方に声をかけて婚活事業もしてもらうことが私は必要だと思うんですけれども、町としての婚活事業の取り組みの考え方を教えてください。

ツイッターでもＳＮＳでもいろいろ見るんですが、基本的に遠くから移住してきた方がツイッターでその町のよさを発信しているという事業もネットの中では見受けられます。こういった事業もうちの町にはおらほのまち、地域協力隊その中にはそういった地域のよさを発信する、そういったネットを使った事業というのはあるのかどうか、その辺お聞かせください。

○委員長（村岡賢一君）企画課長。

○企画課長（及川 明君）昨年度はちょっと私もかかわっていないでよくわかりませんけれども、今年度既におらほの事業についても事業採択等終わってございまして各団体が事業を行っております。中には事業に採択できなかった団体もございますが何が不足していたのかという部分については、必ず担当から審査会の状況を踏まえて口頭でお伝えしておりますので、そういった形で次回に向けてまたチャレンジしてくるものと思っております。

それと婚活の事業につきましては、今年度総合戦略に資する事業というくくりの中でございました。一つの事業がございました。芋煮会と抱き合せのきっかけづくりといった事業でございます。今後行われるものと思います。

それと3つ目の地域の何か情報発信ということですが、単なる情報発信で本来の住民参加と協働のまちづくりという部分が目的として出されれば多分手を挙げる方もいるかと思うんですが、情報発信の部分だけの取り組みですとなかなか地域への波及効果、町への波及効果という部分では若干ちょっと疑問はあるのかなと。今はそれぞれの団体あるいは個人でさまざまな情報発信、ＳＮＳも含めてやってございますので、それがまちおこしにつながる画期的な事業をあれば期待したいなと思います。

○委員長（村岡賢一君）千葉伸孝委員。

○千葉伸孝委員 企画課長の話ですとＳＮＳの力、その辺がまだ把握できていないのかなと思います。今台湾とか中国からの観光客の情報の得方というのはやっぱりスマホによるものが私は多いと思います。岩手の中で2つの自治体の中で毎日のようにその町のよさ、そして岩手のよさを伝えるツイッターがあります。毎日載っているんです。やっぱりあれはすごい力だと思います。やっぱり町の発信は1人の人が見てそれがまたリツイートしたりしてどんどん拡散していく、それがやっぱり町のいいところをお金もかけないで伝えられる方法かなと思いますので、できればこういった活動に取り組めるように環境を整備していってほしいと思う。多分その辺というのは私は観光協会が担っている部分なのかなと思います。観光協会でやっぱり多くの職員がいてみんな若いスタッフなのでそういったことをやっているのかなと

思いますので、そういった事案があれば教えてください。

登米市津山町寺コンという虚空蔵尊の奥様が今、婚活事業をやっています。何組もの人たちを結婚まで導いています。そしてその婚活事業から、今度は地元の產品を売ろうとして寺コンマルシェという形の活動もしています。やっぱりそういった地域にもっともっと積極的に表面に出る人を町ではお願いして、活動につなげていくべきではないかなと私は思っています。お金をただやって町の事業に参画するだけじゃなくて、その個人の人が自分の力、自分の周囲の人を巻き込んだ活動ができる事業に対して、町からやっぱり少しでも応援するぐらい私はいいと思います。そういったことからも、おらほのまちづくり事業も震災復興からいろんな事業が展開されていますが10年たった後で、ものを販売するとかいろんなイベントをするとか、それというのは各団体が努力してお金を捻出する部分かなと私は思います。いつまでも被災者でもなく被災団体でもない私はないと思いますので、その辺こういった予算がいつまでもつくわけはないので、その辺も自立の道を私は進んでほしいと思います。

今ツイッターの話をしましたが、観光協会の活動の中でそういった活動がありましたら教えてください。

私が今言った力をもっている地域に大きなつながりを持っているそういった人たちの婚活事業というのも私は必要だと思いますが、そういった可能性は薄いんでしょうか。企画課長その辺、2点お聞かせください。

○委員長（村岡賢一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤宏明君） では、私からSNSと呼ばれるものの取り組み状況についてご紹介をさせていただきたいと思います。

まず、今委員からあつたツイッターということでございますが、町でも公式のアカウントを持っています。それからフェイスブックも持ってございますし、当然ながらホームページも運用しているということでございます。さらには最近は映像の関係が多いので、ユーチューブにも公式のアカウントを持っているということでございますので、一定の情報発信の取り組みはもう進めているという状況でございます。既にこれまでも当町に関心を持って支援をいただいているような皆さんはフォローをいただいておりますので、情報を発信すれば何らかの形で皆さんのお手元には届くという環境は既にできているという状況でございますので、よろしくお願いをいたします。

○委員長（村岡賢一君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） 婚活の絡みとおらほのまちづくり事業というとめ方で質問されると

なかなかあれなんですが、あくまでもおらほのまちづくり事業につきましては自主的な提案公募型の事業であるということでございますので、委員がおっしゃったようなことで婚活事業をやりたいというのであれば町としてもおらほの事業で支援できる環境は整ってございますので、ぜひそういう取り組みをしていただければありがたいなと思います。ただ、顔が見えるつながりが見える中で婚活そのものが進むのかという部分については、今の時代の潮流の中で社会情勢の変化とともに、なかなかかえって顔の見える関係での婚活という部分では嫌がる方も実際はいるという現状でもございますので、そこは一長一短あるんだろうなと思います。ただ一つの何といいますか、最終的な結婚まで結びつくかどうかというよりは、どちらかというときっかけづくりの場を提供するといった今回のもそういった事業でございますので、そういう形の中ではいろんな方々が参画しやすいのではと思っております。

○委員長（村岡賢一君） なければ、2款総務費の質疑を終わります。

昼食のために休息をいたします。

再開は1時10分といたします。

午前1時5分 休憩

午後 1時07分 再開

○委員長（村岡賢一君） 再開いたします。

歳出に対する審査が途中でありますので、引き続き審査を行います。

2款総務費の審査が終了しておりますので、3款民生費、79ページから104ページまでの審査を行います。

担当課長の細部説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） それでは、3款民生費の決算についてご説明を申し上げます。

決算書79ページ、80ページをお開きください。

1款社会福祉費でございます。項としての支出済額が13億4,934万4,256円となっておりまして、不用額については2,842万8,744円、執行率につきましては97.9%、対平成28年度では4,249万7,554円、約3%の減となっております。

1目社会福祉総務費でございます。支出済額が2億9,051万8,931円、執行率は99.2%、対前年比につきましては3,459万4,000円ほど、率にいたしますと約10.7%の減額となっております。社会福祉総務費につきましては、職員の人事費や関係団体への負担金や補助金のほか、

国保会計の繰出金を計上しております。先ほど申し上げました対前年度の比較での減額につきましては、国保会計への繰出金の減額が主たる要因となっております。

○委員長（村岡賢一君） 国民税務課長。

町民です、失礼しました。町民税務課長、失礼しました。

○町民税務課長（阿部明広君） 81ページ下段をごらんください。

2目の国民年金事務費でございます。こちらは国民年金の資格適用と基礎年金の裁定請求事務に要する経費でございます。昨年度より48万円、690%増でございますけれども、13節の国民年金システムの改修委託費によるものでございます。

○委員長（村岡賢一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） 次に、3目老人福祉費でございます。

ページにつきましては83ページ、84ページもあわせてご覧いただきたいと思います。

支出済額が5,226万9,999円、執行率は96.7%、対前年では3,103万5,000円ほど、率にいたしますと146.1%の増額となっております。老人福祉費につきましては、高齢者の一般福祉政策であります敬老会や敬老祝い金の費用のほか、老人保護措置費や老人福祉施設に係る補助等を行っております。

なお、先ほど申し上げました対前年度の比較での増額につきましては、老人保健施設つつじ苑への施設整備補助が主たる要因となっております。

次に、4目障害者福祉費でございます。予算現額が4億1,234万1,000円でございまして、支出済額が3億9,305万9,700円、執行率は95.3%、対前年度では1,394万6,000円ほど、率にいたしますと3.6%の増額となっております。こちらにつきましては、障害者の生活支援に係る各種委託料や扶助に関する経費が主でございまして、ほぼ前年同様の決算となっております。お気づきのこととは思いますけれども不用額が約1,900万円と若干多いように見えますけれども、障害による給付に備えるため一定程度の余裕を持っておくことが必要でありますので、やむを得ないものと思っております。

なお、具体的な給付内容につきましては、決算附表61ページから62-3ページに記載してございますので、あわせてご覧いただければと思います。

次に、5目地域包括支援センター費でございます。ページにつきましては85ページ、86ページ、決算書でございますけれどもご覧いただきたいと思います。

支出済額が348万4,207円、執行率は83.9%、対前年度では6万9,000円ほど、率にしますと

約2%の減額となっております。こちらにつきましては、地域包括支援センターの活動に係る経費でございまして、認知症予防事業や介護人材の育成事業の経費が含まれております。

○委員長（村岡賢一君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） 87ページでございます。

6目後期高齢者医療費でございますが、広域連合の人事費や事務費等の共通経費に要する町の負担分でございます。支出済額は1億9,772万円ほどで、前年度比500万円、2.5%減でございます。減額の主な要因といたしましては、医療に対する連合会負担金や特別会計の繰り出し分が減額となったことによるものでございます。

○委員長（村岡賢一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） 次に、7目介護保険費でございます。支出済額2億3,130万4,036円、執行率は99.7%、対前年では458万円ほど、率にしますと2%の増額となっております。こちらの目につきましては、介護保険に係る事務的経費や介護保険特別会計への繰出金を扱っております、対前年における増額の主たる要因は介護保険特別会計への繰出金の増額というものです。

次に、8目総合ケアセンター管理費でございます。ページにつきましては89ページ、90ページもあわせてご覧いただきたいと思います。

支出済額が2,578万8,977円、執行率は98.9%、対前年では83万2,000円ほど、率にしますと約3.3%の増額となっております。こちらはその名のとおり総合ケアセンターの維持管理経費でございまして、主な支出は光熱水費や施設の管理委託業務料でございます。ほぼ前年同様の決算となっております。

○委員長（村岡賢一君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） 89ページです。

9目老人医療費でございますが、こちらは後期高齢者医療制度で廃止となった老人医療制度の医療費等の過年度精算に要する経費でございますが、支出はございませんでした。

○委員長（村岡賢一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） 次に、10目被災者支援費でございます。支出済額が9,577万7,695円、執行率は96.9%、対前年では5,769万4,000円ほど、率にいたしますと37.6%の減額となっております。こちらは東日本大震災の被災者の支援に関する経費でございまして、具体には仮設住宅団地における被災者生活支援センターの運営や復興公営住宅入居者に係る生

活支援員の配置に係る費用となっております。300万円ほど不用額が出ておりますけれども、これは年度途中における仮設住宅の解消に伴って発生をいたしました生活支援センターの休廃止によるものでございます。

次に、11目特例給付事業費でございます。ページにつきましては91ページ、92ページもあわせてごらんいただきたいと思います。

支出済額が5,886万1,534円、執行率は99.9%、対前年では398万8,000円ほど、率にいたしまして7.2%の増額となっております。消費税引き上げに伴います低所得者への給付として行われたものでございまして、給付実績等につきましては附表の64ページに記載しておりますので、ご確認いただければと思います。

続いて、2項児童福祉費でございます。項としての支出済額が9億3,411万8,701円となっており、不用額につきましては1,758万299円、執行率については98.1%、対平成28年度では3億6,018万8,679円、約62%の増となっております。

1目児童福祉総務費でございます。支出済額が1億1,418円、執行率は98.2%、対前年度では3,620万3,000円ほど、率にしますと49%の増額となっております。この目につきましては、職員人件費や児童福祉に係る諸費について支出しております。

増額の主たる事由でございますけれども、93ページ、94ページをごらんいただきたいと思います。

上段にございます負担金補助及び交付金のうち、子供のための教育・保育給付費負担金が大きく伸びてございます。これは平成29年度よりあさひ幼稚園が新制度に移行しまして、こちらの給付を受けることになったというものです。

次に、2目児童措置費でございます。支出済額が1億5,971万5,053円、執行率は99.8%、対前年では655万3,000円ほど、率にしますと約4%の減額となっております。ここでは児童手当を計上してございまして、減額につきましては受給対象者の減がその理由となっております。

○委員長（村岡賢一君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） 続いて、3目母子福祉費でございます。支出済額は196万円ほどで、前年度比10.2%減でございます。母子・父子家庭の医療費の自己負担分の一部を助成するものです。詳細につきましては、附表の66ページをご参照願います。

4目子ども医療費、支出済額は88万円ほどでございます。前年度比147万円、62%減でござ

いますが平成28年度は一時的にシステム改修費が発生したためでございます。子ども医療費助成金の支出に関しましては、185ページの復興総務費からの支出となってございます。

○委員長（村岡賢一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） 続きまして、5目保育所費でございます。支出済額が5億8,671万6,987円、執行率は98.2%、対前年では3億5,865万8,000円ほど、率にいたしますと約157%の増額となっております。この目につきましてはその名のとおり、町立保育所の職員人件費や保育所運営に係る経費でございまして平成29年度は大きく伸びたものとなりましたが、その主たる事由は、95ページ、96ページの下段にございます工事請負費、志津川保育所建設に係る費用によるものでございます。

なお、各保育所の児童数等につきましては附表の65ページ等に記載しておりますので、ご確認いただければと思います。

次に97ページ、98ページをごらんいただきたいと思います。

6目こども園費でございます。支出済額が4,337万4,577円、執行率は96.1%、対前年では14万1,000円ほど、率にしますと約0.3%の増額となっております。こちらは名足こども園の職員人件費及びこども園の運営経費でございまして、ほぼ前年同様の決算となってございます。

次に99ページ、100ページをごらんいただきたいと思います。

7目子育て支援事業費でございます。支出済額が2,849万3,808円、執行率が93.7%、対前年では641万2,000円ほど、率にしますと29%の増額となっております。こちらにつきましては、子育て支援センターに配置しております職員の入件費や子育て支援センターの運営経費を扱っておりますが、対前年度比較で大きく伸びております。これは平成29年度より7節賃金にございます非常勤職員について、次の目で出てまいります放課後児童クラブの非常勤職員と一括で採用し機動的に対応できるようにしたことから、こちらの目に賃金を集約させていただいた結果によるものでございます。従いまして当然ながら次目におきましてはこの部分は減額になっているということになります。

次に101ページ、102ページをごらんいただきたいと思います。

8目放課後児童クラブ費でございます。支出済額が296万4,789円、執行率79.7%、対前年では3,297万6,000円ほど、率にしますと約91%の減額となっております。こちらにつきましては、放課後児童クラブの運営にかかる経費でございまして、先ほど申し上げました7目賃金

の7目への移動による減額のほかに、平成28年度の比較におきましては平成28年度に志津川地区児童クラブの整備に係る改修費用として約2,700万円の支出がありましたことから、平成29年度においては相当の減額のように見えるというものでございます。

次に、3項災害救助費でございます。支出済額が1億429万1,735円、執行率は87.9%、対前年度では4,119万9,000円ほど、率にいたしますと約28.4%の減額となっております。この項につきましては、応急仮設住宅の維持管理経費に係るものでございます。

なお、応急仮設住宅の状況について申し上げますと、附表の68ページに記載しておりますが参考までに直近の状況を申し上げますと8月6日現在で、入居している団地は、廻館、沼田2期、吉野沢、旧入谷中学校の4団地でございます。入居世帯については15世帯となっておりまして、この方々につきましても年度内についの住みかへ移転していただくことを依頼しているところでございます。

以上、3款民生費の細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（村岡賢一君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

後藤伸太郎委員。

○後藤伸太郎委員 では、民生費の児童手当について伺いたいと思います。済みません、ちょっとページが今飛んでしまいましたが附表でいうと66ページですね。ごめんなさい、ありました。決算書だと93ページ、94ページかと思います。

附表のほうを拝見させていただきますと、児童数と受給者数に開きがありますと。受給要件ですね、どういったことがあるのか。まず、お知らせいただければと思いますがいかがですか。

○委員長（村岡賢一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） 受給要件ということでございまして、まず対象となりますのは中学校卒業までということで、あとは当然ながらといいますか、所得の制限がございますので、そういう関係で若干全部ということではないようになっているかと思います。ちょっと所得制限についてもいろんなケースがございまして、それぞれのところで当てはめてみないとなかなか一律にはまいりませんけれども例でいいますと、いわゆる夫婦と子供2人という標準的な家庭ですと大体所得制限で960万円ぐらいが制限値の上限になるかということでございます。

○委員長（村岡賢一君） 後藤伸太郎委員。

○後藤伸太郎委員 これから先といいますか、今既に少子化が進んでいまして子育てできる、子

育てのしやすいまちを目指していくという場合に、これだけじゃないと思うんですよ、児童手当の額いかんで子育てしやすさが全て決まるかということではなくて、当然保育料であるとかさまざまなことを総合的に勘案してということは当然でございますけれども、所得の要件があって給付ができない、されないとルールがそうなっていますので仕方ない部分でもあるんじゃないでしょうかけれども我が町におきますと、そこまで高所得の皆さんが多いかといわれるとそうでもないだろうと思いますのでこの辺ですね、一町単位、一自治体単位でどうのこうのといえる部分ではないと思いますけれども、町でプラスでかさ上げするなり何なりしっかりとこの手当を厚くしていくということも、今後考えられるのではないかなと思いますが、その辺所見がありましたら伺いたいと。

もう一つは、児童数と受給者数の差の中に制度を知らないとか、お知らせが届かなかつたとかそういうことがないかどうか、お伺いしたいと思います。

○委員長（村岡賢一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） まずもってちょっと先ほど説明に不足がございましたけれども、児童数と受給者数が違うというところについては、児童数は当然児童数なんですけれども受給者については保護者ということですのでお二人、3人という形で子供がいらっしゃる家庭もたくさんありますので、そこでやっぱり違いは当然出てまいります。

それから、児童手当の増額ということですけれども、こちらについては児童手当原則として国、県、市町村のそれぞれ分担率がございます。そこの中でということになりますので独自に町が上乗せという考え方もないわけではないかとは思うんですけれども、ある種そちらというよりはそこはそこで町の要望として国、県に対してずっと上げていく中で、あとは別な形でと申し上げたらよろしいんでしょうか、例えば町では保育料を独自に減免したりとかそういう形で、いわゆる子供にも優しいですけれども保護者にも優しいというまちをつくっている今最中だというところでございます。

○委員長（村岡賢一君） 後藤伸太郎委員。

○後藤伸太郎委員 かさ増し等に関しては、今後も引き続き懸案事項の一つだらうと思いますし、お知らせが届いていないということ等に関してはお答えがなかつたようにも感じましたがお答えできる範囲で、またあれば。

一つ本件とはちょっと傍流になるかもしれませんけれども、附表の児童数と受給者数で余り開きがあると何かもらっていない人がいるのかという感じもしますので、資料のつくり方として何でしょう、もっと整合性を持たせるといいますか、右側は子供の数、左側が親の数だ

そもそも合わないんだよということになってしまいますので、もうちょっと見やすい資料をつくっていただいた方がいいのではないかと、一つご提言申し上げます。

もう一つ提言といたしましては、先ほどもほかの委員の方からもお話がありましたがウエブの活用ということに關していうと、児童手当の受給に関しては現況届というのがたしか必要だったかと思っております。その申請なり新たに生まれた場合の申請であるとか現況届の提出といったものを例えばメール一つでできますよとかそういったことも、一つ経費の削減であるとか支給漏れがないようにという意味では有効な手立ての一つでもあるかと思いますが、そういったことを今後考えられないかどうか、伺いたいと思います。

○委員長（村岡賢一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） 未申請者への対応ということでございました。未申請者については本人といいますか、できる限り来ていない方についてはさまざまな機会を通じて勧奨を促しております。

電子申請ということなんですけれども、電子申請確かに有効な手段ではあると思うんですが、現況届についてはできるだけ今相対でできればなと思っております。と申しますのは、昨今余りそういうことを申し上げたくもないんですけども児童虐待という問題もございます。相対をすることによりまして、できる限りお子さんの状況を聞き出す取り組みもしておりますので、これについては利便性という意味ではそういったものも活用というのは考えていかなければいけない部分なのかとは思うんですけども担当側とすれば、なおさらうちの町の規模ぐらいであれば相対のほうがよりいいのかなとは思っております。

○委員長（村岡賢一君） ほかに。及川幸子委員。

○及川幸子委員 及川です。何点かお伺いいたします。

まずもって82ページの13節委託料、地域福祉計画策定支援業務委託料270万円とあります。さらに2ページを開きますと障害者福祉計画、これも270万円あります。この委託の先ですね、偶然に同じ270万円になったものなのか委託先が同じ業者だったのか、この業務内容をどこの業者に委託して、この製本に町内の各委員方がかかわっているのかどうなのか、お伺いいたします。

それから、21の貸付金、看護・介護学生等修学資金貸付金。この数字から見まして426万円ということはお一人かなと思われますけれども、以前はこういう学生さんに貸し付けする場合地元の病院に就労することを条件として貸し付けをなされると思うんですけども、現在もそういうことをやっているのかどうかお伺いいたします。

それから86ページ、23節償還金利子及び割引料で、過年度の障害者自立支援給付費、負担金返還金429万何がし、その下も障害者の医療費負担金返還金374万2,000円ほど、その下も過年度障害児給付費負担金返還金456万4,000円、これをそれぞれ者と児とあると思いますけれども施設を退所したのかあるいはお亡くなりになられたのか、その辺変化する理由ですね、お伺いいたします。

それから88ページの介護保険費の中で、昨年平成28年度に介護ロボット導入費補助金とあります。97万円だったんですけどもことしその実績報告が上がっていると思うんですけどもどういうロボットを導入したのか、実績報告が出てるのであればお聞かせください。

それから90ページの13款委託料ですね、被災者支援のほうの13節委託料です。被災者支援総合事業委託料8,386万7,000円ほど決算していますけれども、支援員さんですね。昨年は1億5,000万円で平成32年までには減っていくのかなと思われますけれども、ただこの支援員さん団地住宅を歩いているんですけども中に入れないということも伺っています。支援員さんのお仕事というのはコミュニケーションをとって、その住宅の中で孤立しない施策の一つだと思うのでそのための支援員さんということなんですけれども、その辺の状況をご説明いただきたいと思います。何か町民にとってはすごくただ回っているという感じ、おうちに入らないで相談することもできないという苦情もありますので、その辺をお伺いいたします。

○委員長（村岡賢一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） まず、1点目地域福祉計画の関係でございました。地域福祉計画につきましては2ヵ年でやったものですけれども、最初の年はいわゆるニーズ調査とそういったアンケート調査から入っております。これは地域福祉計画につきましても障害者計画についても同じです。どういったニーズがあってどういったことを考えていらっしゃるのかということ、それを集計する形で計画書にまとめ上げていくという内容です。契約については仙台の株式会社ぎょうせい東北支社で契約をしております、両方ともです。印刷等々についても全てそちらで製本の状態で上げていただいておるようです。

それから、次に貸付金なんですけれどもこちらについては、いわゆる地元の病院にといいますか、南三陸病院への就労というのは特に求めてはおりません。もともとの中ができるば地元になるんですけども、医療福祉の業種についていただきたいというところで貸し付けを行っておりまして、そういうところというものもあるんですけどもこちらについては、いわゆる就労による償還免除という扱いはしておりませんので、償還についてはしていただくと。そのかわり当然ながらちょっと長い期間でということにもなっております。病院でやつ

ておりますものについては、ある一定年限南三陸病院にお勤めいただければ償還免除というものがある制度をやっているということです。ちなみに貸し付けの実績ですけれども、昨年平成29年度については5名の方ですね、平成29年度に新規に貸し付けを行った方が1名、それ以前からの継続で貸している方が4名という状況でございました。ちょっと申しわけございません、介護ロボットについては今手元に資料ございませんので、保留をちょっとさせていただければと思います。

被災者支援総合事業の中ということになりますけれども、委員おっしゃっている分いわゆる現在だとL.S.Aさんが災害復興公営住宅を回っていくのに中に入れないということなのかなと思うんですけれども、確かに委員さんおっしゃることも一つあるのかなとは思うんです逆に入ってしまいますと、非常に優秀な住宅ですので声も何も聞こえないということになりますのである種お互いのために、大変恐縮なんですけれども玄関先でのやりとり、もし本当に相対で相談があるというときには集会所の一室を借りるなりというところでご相談させていただければとも思いますし、L.S.Aさんの一つの役割としてお部屋にこもらずに外に出ていただくと。1歩でも2歩でも外に出ていただくということもありますので、どちらかといえば外に出て一緒に何かしましょうということもあるのかなとは思ってございます。

失礼いたしました。

○委員長（村岡賢一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） 失礼いたしました。過年度償還金の理由でございますけれども、こちらは細部説明の中でも申し上げたんですが町の決算の中にある程度の剰余金が出ると、これは給付に備えるためなんですけれども町の場合はここで決算で落として次に出すんですが、同じある一定割合で国、県からお金をいただいております。これは翌年度精算ということで去年の余った分がことし返すということになります。その繰り返しなのですからなくなったとかというよりは給付しないで給付に備えておいたものを返すためのものということですので、何か給付ができなかったというよりは剰余金という形でごらんいただければと思います。

○委員長（村岡賢一君） 及川幸子委員。

○及川幸子委員 そうすると障害者計画とぎょうせいということをお伺いしました。その中で2年かけて製本に平成29年度になったわけですね。2年かけてということは平成28年、平成29年ですか、ということはことし製本になって配られるのかなと思われますけれどもこのときです。どちらもぎょうせいさんに頼んでいるということなんですけれどもこの地域の特性に

あわせた福祉計画になっているのかなということが危惧されるわけです。そのための福祉計画策定委員さんとかいるはずですよね、障害者計画策定委員さんとか町内の民間の人たちが委員さん方がいると思うんですよ。そういう人たちの助言、委員会会議、そういうものでちゃんと議論されて製本になってくるのかということです。ただどこその町でやっているからそれのベースにつくりましたではなくて、ちゃんとこの町にあう、この地域にあう福祉計画なり障害者福祉計画なりができるのかということです。皆それぞれの町によって人口規模も違うし生活環境も違います。そういうことが反映されているのかどうかということをお伺いするわけです。

それから、奨学資金の関係は新しい平成29年度でお一人ということでわかりました。これも償還していくということですね。病院でやっている奨学資金の貸し付けは返還なしである程度の年数を務めれば免除ということだと思います。

それから、介護ロボットについては92万7,000円という額の100万円近い額を投入して補助金を出しています。去年お伺いしますと社会福祉協議会に補助ということなんですけれども、やはり補助金であれば実績報告等写真なり何なり出ているかと思われますけれどもどういう使い道でやっているのか、この報告もお願いいいたします。

それから、被災者支援員 L S A さんなんですけれども8,300万円をかけてやはり支援員さんを設置しているので、中に入れなくて玄関口でというのもどうなのかなと思われます。一人で入れないときはお二人でということも考えられると思うので、玄関先だと本音が話せないと思うんですよ。このぐらいのお金をかけて、国のお金ですけれども復興住宅で亡くなっている方毎年いらっしゃいます。誰も相談相手なかったのかなという思いの人たちもおります。だからそういうことを孤独死などを出さないためにもぜひこの L S A さんを活躍していただいて、孤独死などを起こさないそういう施策を考えてもらいたいと思うんです。その辺もう一度お願いいいたします。

○委員長（村岡賢一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） 第1点目の両計画について、この地域にあった計画になっているのかということでございました。なっているのかいないのかと言われば、私の立場ではなっていると申し上げざるを得ないんですけども、どうやってということなんですねけれども委員も御存じかと思いますが保健福祉総合審議会とかそういった形で、さまざま意見を伺う場も用意してございますし、何よりもこの地域にあわせるということのためにいわゆるアンケート調査等々をやっております。どうしても給付するメニューというのはやはり同じよ

うなものになります。というはどうしても補助制度等がございますので、なかなか単独で何か新しいものということになりますと全てその経費を自前で用意するということになりますので、一定の国の制度に乗っかっていくというのはやむを得ないことなんだろうと思っております。その中でさまざまあるサービスメニューとサービスへの要求をマッチングさせるためにアンケート等を行って、そしてそれを分析していくという作業を行っていくわけでありますので、その中でおのずとこの地域での要求というのはどんなものなのかというのが反映されてくるんだろうと思っております。

それから介護ロボットですけれども、ちょっと保留させていただいたところですが、調べてみましたところつづじ苑に介護用の電動ベッドを導入したというものでございました。これに対する助成ということでございます。

それから、あとは私ちょっと説明が不足しておりました。被災者支援総合事業の委託料も8,300万円ということなんですけれども、いわゆる復興公営住宅を回っているL S Aさんが全て8,300万円ではなくてこのうちの半分以上は平成29年度でございますので、仮設住宅がまだございました。ここに生活支援員の支援センターというのも、例えば大きなところ南方ですとかああいったところには大規模な支援センターもございましたのでここの運営経費、それからそこにいる常駐型の支援員さんの経費というのは8,300万円の中に大きく入っておりますので、現在復興公営住宅を回っているL S Aさんの経費というのは約この半分程度、そこまでいくかいかないかというくらいの状況でございます。

なお、孤独死を防ぐためにも支援員さんのもう少し入り込んだ活動が必要ではないかという委員のご提言に対しましては、今後支援員をお願いしているのは社会福祉協議会でございますので社会福祉協議会、それから当該支援員の声も伺いながらどういった活動ができるのか、その中に入るということに対してL S Aの多くは女性ですので中に入るということに対して、玄関を閉められるということに対するやはり一種の恐怖といいますか、そういったものもあるかと思います。その辺を考慮しながらどういった活動ができるのかというのはちょっと考えてまいりたいと思います。

○委員長（村岡賢一君） 及川幸子委員。

○及川幸子委員 ただいまのはわかりましたけれども、まずもってつづじ苑のベッドということなんですけれども昨年の決算書を見ました。介護ロボットとありました、昨年は。ことしそういうわけで介護ロボットからベッドになったと。去年の実績を見ますとロボットでなくベッドになったということの解釈でよろしいですか。去年は介護ロボットと決算になってい

るんです。だからそれが今お話ですと介護ベッドだったということの説明ですけれども、ロボットではなくベッドだということですね。解釈でよろしいですね。

それから L S A の件なんですけれども、やはり女性の人が 1 人で入るのが危ないというんであれば女性の方お二人ということもいいのかなと思われます。そしてまた町の保健師などはお一人で歩いている場合、そういう危険な状態はお二人で行く場合もあります。こうした観点からも 1 人でなく、そういう不安を感じるんであればそういうところにはお二人で歩くとか男性を起用するとか方法があると思われますので、その辺もうまく支援員さんを使っていて支援してもらうための施策ということで、男性の人を起用するのも一つの手かなと思われますので、今後そういうことも検討に視野に入れていただきたいと思います。

○委員長（村岡賢一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） 最後の部分ですね、ここについては委託先ともちょっと相談してみながらということになろうかとは思いますけれども、数日前でしょうか、新聞等にいわゆる介護職の現場の悩みみたいな記事も載っておりました。やはり人数はともかく特にホームヘルプ従事者なんかだとそういう形でセクハラを受けるということで、玄関を閉められるというのが非常に恐怖だという記事でございましたけれどもその中で男性ならばというところもございます。ただどういった形で雇用になるかというのは相手方との相談もございますので、今の委員からのいただいたことについては一つ検討課題としながら協議を進めてまいりたいと思います。

○委員長（村岡賢一君） ほかに。倉橋誠司委員。

○倉橋誠司委員 私から 2 点お伺いしたく思います。

まず、附表の64ページのちょっと下のほうなんですが、臨時福祉給付金（経済対策分）というのがありまして、低所得者に対する給付金ということで説明書きがございます。対象者数が3,020人ということで南三陸町の人口からいえば二十数%の人が対象になると。申請者数も大体20%の2,773人だと。結構多いなと 5 人に 1 人が申請をしているということで、ちょっとこの人数ですね、どういう線引きというか対象者は何のどういう条件で、条件があれば対象となるのか。

その線引きをちょっと教えていただきたいのと、支給金額が 1 人当たり 1 万 5,000 円ですが総額を 1 万 5,000 円で割ると 2,726 人なんです。申請者数が 2,733 人で 7 人の差異があります。この 7 人というのは何かタイプミスなのか、それとも実際申請はしたけれども給付されなかった人が 7 人いるのか。それをちょっと確認いただきたいと思います。

もう1点目が附表の68ページの応急仮設住宅の入退去管理で、先ほど8月6日現在で4団地で15世帯の方がまだ入居されていると。町としては説明をされているということですけれども、反応はいかがでしょうか。今年度末ですかね、めどどんな感じでその後進捗なるのか、教えていただきたくお願ひします。

○委員長（村岡賢一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） それでは給付金ですけれども、まず給付金の対象者ということですが64ページのところに低所得者ということで書いてございます。一般的に低所得者ということになりますと住民税非課税の世帯ということでございますので、特に高齢世帯に多いんですけれどもそういう世帯になろうかと思います。

それから済みません、ちょっと聞き逃してしまったんですが、人数が合わないというのは対象者と申請者が差異があるという……（「ちょっと説明しましょうか」「ちょっとまだお待ちください」の声あり）済みません、わかりました。ちょっとそこの分については今手元に細い資料がございませんので、後ほどお答えさせていただきたいと思います。

それから仮設住宅ですけれども、仮設住宅先ほど個別に交渉を行っておりまして、現在いたしている内容では防集団地に家を再建したいという方が7世帯、それから個別に再建しますと、個別というのは家を建てる方もいらっしゃいますし民間のアパートを探すという方もいらっしゃいますけれどもこの方が8世帯ということで、年度内をお願いしているところなんですけれども、特に家を防集団地に再建するという方についてはどうしても新しい家ができませんと移れないこともありますので、その時期はそこを見ながら対応してまいりたいと思っております。

なお、この4団地については一応来年度平成31年度に解体を検討しております。

○委員長（村岡賢一君） よろしいですか、ほかに。千葉伸孝委員。

○千葉伸孝委員 ページ数は決算附表の68から69ですかね。この69ページに生活援護資金と貸しつけ表があります。町内の住宅の7割が被災ということでそれを考えていったときに、罹災金が被災した方に住宅の一部損壊とか全壊とかいろいろあるんですけどもその程度によって罹災金があって、罹災加算金。満額だと300万円ぐらいあったと、それでも足りない人たちがこの制度を活用して350万円を無利子で借りたと。こういった経緯がこの部分だと思うんですけれども、この借りた方の人数を数えると140人。これすごい少ないなと思っているんですけどもこの方々が、意外と全てを失って生活に苦しい人たちがこの制度を使って350万円なり300万円なりを手にしたと思うんですけれども今後を考えていった場合に、被災から住宅再

建に向かったときにローンを組むときに銀行で余計な借金は返してくださいという指導を私も受けまして、平成25年の5人の方の分が私はローンを組むときに返済してくださいといつて銀行から働きかけを受けました。そして払いました。しかしながら今後、災害公営住宅や住宅再建した方も同じようにこの350万円を借りている状況があります。そういう中で今問題は発生していないのか。あともう既に350万円借りたんですけれども返済がなかなか難しいという人たちもその中にはあるとは思うんですけども、その状況を教えてください。そして平成29年度、前年度も5人の方が借りているということは今年度も借りる人が現れたら町ではこの制度を使って貸すのか。返済期限がもう来るとは思っているんですけども、企画課長の以前の発言に基本的に延期になったという話もちょっと聞いた気もするんですが、この制度現状と今後どうなっていくのか、その辺わかる範囲でいいでするので教えてください。

○委員長（村岡賢一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） 災害援護資金についてご質問がございました。何点かあったんですけどもまず現状ということで申し上げますと、附表の69ページに平成29年度までが書いてございます。

まず、一番最後でしたでしょうか、聞かれました今も貸しているのかということですけれども、実は今年度1件お貸しをいたしました。ですので平成30年度に貸した分も含めますと141名の今貸し付け実績があるということです。返済の話もありましたけれども、現在のところ全て返していただいた方、完納していただいた方が12名いらっしゃいますので、現在町で債権として持っているのが129名ということになりますし、債権額が2億8,200万円ほどということになります。逆に1億相当については既に返還をいただいたということです。

今後、本日冒頭におわびしながらご説明差し上げた部分とちょっと重複するんですけども、これからはほぼ貸すというよりは償還いただくというケースがふえてまいります。今年度から制度としての償還期限を迎える方が実際に二人いらっしゃいます。来年がお一人、再来年以降はいよいよ償還、実はこの制度貸し付けたときから東日本大震災についてですけれども本来10年間で返すという制度です。このうち償還猶予が6年間ございます。ただ東日本大震災ということでものすごく大きな被害だったということで、そもそも貸し付け期間を償還期間も含めて13年に延ばしております。それから同じように猶予期間を6年から8年に延ばしております。平成32年度というのが一番早く借りた人の8年目になります。今年と来年というのは8年じゃなくて私は6年で結構ですという方が、半壊等被害の軽微な方につ

いては6年を適用させていただきました。その方が数人いらしたということです。8年満タンですね、猶予期間を迎えた方の始まりが平成32年度になってまいります。ですから平成23年すぐに借りた方もいらっしゃいますし、平成24年、25年と時間経過の中で借りた方もいらっしゃいますのでその借りた時期に応じて平成32年なのか平成33年なのかということでどんどんずれていいくんです。今後ということになりますがそこは制度として、ここから償還ここがどうしてもここから先は絶対償還していただかないと困りますという中なんですが、実は貸し付けを行う際に償還計画書をその時点でいただいております。これくらい借りるんですがこのあたりからは私は返しますということでいただいております。それが8年満タン待つてから返しますという方もいらっしゃいますし、それ以前から返していきますという計画書を出される方もいらっしゃいます。我々のところで今持っているのはどちらかというともつと手前から返しますという方の償還計画書がございます。ですので菅原委員にご指摘いただいた調定額と大きな差がありますよねというのは、実は我々としてはその償還計画書をやはり信用してといいますか、それで調定額をつくっていくしかございませんのでその関係で少し差が出ております。

今後については、ぜひ当然ながらこれで返していきたいということでお山ししていただいたものですので、借りた方にぜひ償還をお願いするということになるんですけどもけさ冒頭申し上げた、今後近隣市町村とも相談をしていかなければならぬと思っていますと申し上げましたのは、千葉委員ご指摘のとおり生活を安定させるために借りたものであろうというのはまさにそのとおりなんですけれども償還を過度に催促いたしますと、せっかく安定した生活が不安定になるという何のために貸したんだかわからない状況にもなりますので、その辺はどのような形で償還をお願いしていったらいいのかというのは同種同様の悩みを近隣沿岸市町村重ねてたくさん持っておりますので、お互い連携しながらことに当たってまいりたいというものでございます。

○委員長（村岡賢一君） 千葉伸孝委員。

○千葉伸孝委員 課長、わかりました。以前に企画課長から話されたときはその細い部分延期になった10年が13年とか6年が8年とかその辺がちょっとわからなかつたので、今の説明で大体この援護資金の返済方法わかりました。ただ被災して平成23年、24年は補償をつけるとか返還の計画とかそういうものは出さないままで多分貸した時期があると思うんですよ。やっぱりその辺の人たちには、今の状況を伝えていくべきだと思います。今大体百二十数名の方がまだだということで、これから本格的に10年が13年でそこから払っていかなきやならな

い状況なのでせっぱ詰まったときにそろそろだから払ってくれというのもなかなか難しいので、事前にその辺は連絡してほしいこの事業だと思います。とにかくあのときは例えば車がなくても、車にも出たか出ないかというのはちょっと私もその辺不安なんですが日々の生活、例えば仮設生活、登米市に移住した方が南三陸町に来るのに車がないと、油を買うお金もない。そういういた自分の今の生活を確保するためのお金なんだけれどもちょっとぜいたくするという状況に多々あったときに、じゃあ簡単なんで生活援護資金を受けようかという方もなかつたわけじゃないと思うんですよ。そういう方が実際に借りてお金を手にしたらあつという間に使ってしまったという方の話も聞きました。それが一番心配で、その人たちが23年から本格的に償還してもらうと、延びることも含めても。そういう中で私は10年の中で、今課長の説明ですと最初は10年の中で借りた分を払っていくんだと。100万円ずつ払っても50万円ずつ払ってもいいから10年の中で払っていくんだと。そういういた考え方を借りる方が最初から心の中で持つていって懸命にやればいいんだけれども、なかなかその予定が予定通りいかなかつたという人がこれから出てくると思うので、その辺の人たちをどう救済していくかというのもこれから考えだと思います。震災から8年目なんでそれが10年、13年、それから6年、また8年というともう20年とかそんな先の状況がこの町で援護資金の分のことを考えていかなきやならないということだと思いますよ。そうするともう10年、15年も前のことだからみたいな形のことにならないように、今から年に例えれば半年に1回でもいいからそういういた今の状況こうですよと、これぐらいの方が皆返済してもらっていますと、何とかこの辺気をつけて生活を余り苦しめない逼迫させない状況の中で返済方法を考えていってくださいとか、課長さん職務変わるんでね、それを継続していってやることによつて、町から借りたこのお金を間違いなく返すということはその人が安定した生活に戻つて、町の一つの方法だと思うんです。ぎりぎりいっぱいになって苦しいからといって焦げついたからと払えないと言つて生活保護を受けたら、もう町の赤字の部分になるじゃないですか、負債の部分。そういうことにならない対策も町にはお願ひしたい。どうでしょうか、今みたいな考えを持っていますけれども町としては同様の考え方ですか。

○委員長（村岡賢一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） まさにそのとおりでございます。非常に委員が心配される状況にならないように願いたいんですけどもそんな甘いものではないのかもしれませんし、そういういたところである種制度の改善点というものがもあるのであれば、これは沿岸の市町共同で国、県に対して訴えかけてまいりたいというのもございますし、あとは償還いただく

ということについてもどういう形で、もちろん委員からいろいろアドバイスいただきました、やはり今の状況をきちんと知らせるべきであろうということについてはまさにそのとおりと思いますので、ちょっと方法については内部で検討させていただきたいと思いますけれども、そのところはやってまいりたいと思っております。

○委員長（村岡賢一君） お待ちください。

暫時休憩をいたします。

再開は2時30分といたします。

午後 2時13分 休憩

午後 2時29分 再開

○委員長（村岡賢一君） 再開いたします。

2款民生費の……失礼しました、3款民生費の審査を続行いたします。保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） 先ほど倉橋委員からのご質問で保留させていただいた方がございました。申請者と給付数字が合わないというところでございました。調べましたところ7人ですけれども、申請いただいたんですが支給要件にあわないということで、却下になってしまったという方が7人いたということでございます。

○委員長（村岡賢一君） ほかに。今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 84ページ、20節扶助費について伺いたいと思います。

介護タクシー利用料について伺いたいと思います。10万8,550円、多分タクシーの初乗りとということで180回分ぐらいだと思うんですけどもこの扶助費について、社会保障制度改革の中、利用者への応分の負担を求めるという流れの中でこうなっているんでしょうけれども、この扶助金額をもう少し扶助というか、そういったことは考えられるのかどうか、伺いたいと思います。

次、もう1点。102ページ、14節使用料。放送受信料、半分不用額になっていますけれどもどういった要因なのか、伺いたいと思います。

○委員長（村岡賢一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） 介護タクシーの積み増しといいますか、上限ということでございました。介護タクシーにつきましては委員おっしゃいますとおり、現在のところ初乗り料金を月2枚ということで、補助しております。現在のところは利用されている方47名いらっしゃいまして、月2枚という形でさせていただいておりますのはこの事業そのものが、いわ

ゆる介護タクシー等を使わないと定期の病院受診がままならないという方に対して、その動機づけといいますか、中には今は確かに介護タクシー今この辺でもありますけれども、従前なかなか初期投資が難しいという中で介護タクシーが普及しない時期がございました。そのときにそうなりますと病院に行きたいんだけれどもいいやということで、それをやるために家族に1日仕事を休ませないといけないとか、そういうものから何とか動機づけとして開放できないかという中で始めてみたものでございます。従前は社会福祉協議会等に委託をする中でヘルパーさんが病院まで連れてくるという事業を行っておりましたけれども、なかなかこれ自体はそもそも旅客運送法でしょうか、これのほとんど特例の形で実施しておりましたのでできれば介護タクシーに世の流れとしてシフトしていくところがございました。確かに委員おっしゃいますとおり、ある程度手厚くして差し上げるというのは考えとして必要なのかもしれないんですけども、ではどこまでというのが今後問題になります。それについては多分これが正解というものはもしかしたらないのかもしれないと思いまして、これまでの経過の中で近隣でどのような制度を使っているのかということで見ましたところ、多くはといいますか、何市町村かですけれどもやはり同じように初乗りを助成するという形を採用しているところがございましたし、全額というところもございました。ただ全額ということになりますと、こういう言い方は余り適切ではないかも知れませんけれども、介護タクシーを使わないといけない人は全額公費で、バスの人は全部自分でご負担ですかということにもなりますのでその部分の折り合いということで、初乗りというところを掲げさせていただいておるところです。もちろん今後の中で、もう少し利用する方々のご意見等も踏まえる必要もあるかと思いますし、検討する中でどのあたりがいい給付レベルなのかというのはもう少し研究をしてまいりたいと思っております。

なお、月2枚としていますのは基本的には定期通院ですので、大体月1度の定期通院なのかなと。ここを2枚お渡しいたしますので行き帰り乗っていただいても構いませんし、例えば帰りどこかに寄るということになりますとそこは月をまたいで使うということはできないことになっておりますので、できるだけ通院に特化した形で使っていただきたいということで、こういったものにしてございます。

受信料の不用額につきましては実績によるということですので、何か理由があつてということではないと理解をしております。

○委員長（村岡賢一君） いいですか、今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 介護タクシーについてなんですか今課長説明あったんですが、月2回

600円。近隣の場合は通院の距離というか余り町場だといんじやないかと思いまして、当町においてはもし統計というかデータをとっているんでしたら、うちらの病院だけじゃなくてよその病院にも多分通院するかもしれませんので、平均的な介護タクシー代どれぐらい1回当たり払っているかといったものをもしあわかりでしたら、そこによって大体1回600円の負担扶助が金額的にどうなのがということがわかると思います。

それで放送料は102ページ、使わなかったというかこれ多分放送受信料なんで、例えば映らなかつたとかどうだこうだというそういう答弁がいただけるのかと思いました。そこで関連にちょっとなるんですけれども、テレビの映りの悪い地区というか、そういうものの解消というかどのようになっているの。例えば地区によっては民放なんですけれども、実際名前を出させていただくとあるミヤギテレビだけ映りが悪いと、そういう地区もあるみたいです。そういうものはどういったところに何というんですか、解消の窓口を見つけたらいいのか、もしあわかりでしたら伺いたいと思います。

○委員長（村岡賢一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） 介護タクシーの件なんですけれども平均的なものというと、ちょっと例えば47人と申し上げましたけれども47人がいろんなところにありますし、使っている病院も違います。例えばこの辺の方であれば南三陸病院ということになりますし、歌津の方だと鎌田先生だったり南三陸病院だったりあるいは気仙沼公立だったりというところもございます。たしか中に石巻の病院にという方もいらした気がします。当然ながら主治医の先生が違いますと、仮に全額ということになるとどこまでも行ってしまうことになりますのちょっと繰り返しになってしまいますが、もちろん委員おっしゃいますとおり、給付レベルとしてこれが正解なのかという部分に関してはそこは今後検討する余地は十分あるかと思うんですけども、なかなか今おっしゃいます中で平均的にどれぐらい使っているのかというちょっとそういうものは現在で、要は券の発行というよりは全行程で幾らだったのかという多分ご質問だと思うんですね。タクシー代が初乗りなので六百数十円分なんですけれどもそれが何枚出たのかというのではなくて、本当はタクシー代が3,000円かかっていますと。それの平均を出せという趣旨なんだろうと思うんですけども、そこに関してはそこまでの調査はしておりませんので今お答えすることはできませんということでございます。

○委員長（村岡賢一君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） 地デジ放送の受信、難視聴といいますか、難視の部分につきましてはいずれ所管は国の総務省の東北総合通信局が所管だと思いますので、ただうちのほうにそ

の情報をいただければ対処、おつなぎは申し上げたいと思います。ただ土地の条件とかアンテナの条件そういうものが間違いないかどうかという部分もちょっと含めてとはなるんですが、ただミヤギ放送につきましては実は私のところもたまに映らなくなったりとかした経緯もあるんで10月に、ちょうど東北総合通信局で別件でちょっと参る予定になっていますので、後で位置的なものとか教えていただければちょっとおつなぎしたいなと思います。

○委員長（村岡賢一君） いいですか、今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 介護タクシーの利用券なんですかとも課長私の質問があれだったのかどうかわかりませんけれども、ただ町内だけの利用だと金額的にも、介護タクシー 자체が結構普通のタクシーと違って料金が昨今業者さんが結構ふえてきて、いろいろ値段も同一ではなくてそのタクシー屋さんによってある程度変動があるということですので、ちなみに志津川町内の方が隣の登米市の病院に行くと、一応安いというか低いところでも片道1万円ぐらいはとられますのでそういうことも一応考慮していただいて、そういう中で全部が全部1万円とか2万円、3万円かかるわけではないんでどうけれども月2回使える券を600円よりももう少し全額なんといわないで、少しでも上げていただく感じで検討していく余地は十分あると思いますので、検討をお願いしたいと思います。

受信の関係ですけれども個別の家のアンテナが壊れていたとかテレビがあれだというのはわかるんですけれども、やはり地区ある程度あそこの局は悪いからどうのこうのということ結構聞きますので、今課長答弁あったようにミヤギテレビさん、私事でなんなんですかともうちのテレビも番組欄を出すとミヤギテレビにはデータがありませんということになっているものですから、これは多分うちの関係か地区の関係なのかわからないんですけどもなんせ地デジなんで、今後先ほど言ったようなそういうことを解消する何というんですか、申し入れができるようだったら今後お願いしたいと思います。終わります。

○委員長（村岡賢一君） ほかに。及川幸子委員。

○及川幸子委員 附表の中の70ページから72ページ、74ページですね、附表の中です。ここに…
…。

○委員長（村岡賢一君） お待ちください、衛生費まだですから、まだ民生費なので。ほかに。
(「なし」の声あり)

なければ、3款民生費の質疑を終わります。

次に、4款衛生費103ページから114ページの審査を行います。

担当課長の細部説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） それでは引き続いて、よろしくお願ひいたします。

それでは、4款衛生費の決算についてご説明申し上げます。決算書103ページ、104ページをお開きいただきたいと思います。

1項保健衛生費でございます。項としての支出済額は2億4,279万6,170円となっておりまして、不用額は946万5,830円、執行率につきましては96.1%、対平成28年度では457万5,000円ほど、約1.9%の増となっております。

では、1目保健衛生総務費でございます。執行率97.5%、対前年では162万1,000円ほど、率にしますと約1.4%の増額となっております。こちらにつきましては保健衛生分野の職員人件費や保健分野に係る諸費の支出を行っているものでございまして、ほぼ前年同様の決算となっております。

次に、2目予防費でございます。執行率については97.8%、対前年では436万1,000円ほど、率にしますと約6%の増額となっております。こちらについては、町民の健康づくりに係する事業の経費でございます。前年度から若干の増額での決算となっておりますけれども、これは各種検診や予防接種での受検率向上に対する取り組みの成果ということではないかと思っております。

次に、3目精神衛生費でございます。執行率75.2%、対前年では7万4,000円ほど、率にしますと18.1%の減額となっております。こちらについては、精神保健活動に関する講演会等の事業に係る経費でございまして、ほぼ前年同様となっております。

○委員長（村岡賢一君） 環境対策課長。

○環境対策課長（佐藤孝志君） それでは、4目の環境衛生費でございます。

決算書は107ページ、108ページになります。

支出総額で4,543万567円、執行率は94.1%でありました。前年度と比較しますと5.9%の減、284万7,000円ほどの減額となっております。この主な要因といたしましては、前年度に実施しました環境基本計画策定支援が終了したことによるものであります。

○委員長（村岡賢一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） 次に、5目母子衛生費でございます。執行率81.8%、対前年では168万円ほど、率にしますと21.4%の増額となってございます。こちらについては母子保健に係する経費でございまして、附表の79ページに母子手帳の交付や検診の実績を記載しており、平成28年度と比較いたしますと若干増加をしておりますが年度間において多少のばらつきがあるのも事実でございますので一喜一憂ということではなく、今後も着実に事業を推

進してまいりたいと考えております。

次に、6目保健衛生費でございます。

ページにつきましては109ページ、110ページをごらんいただきたいと思います。

執行率が47.6%となっております。こちらにつきましては旧歌津保健センターの維持管理に関する経費でございまして、総合支所等が整備されたことによりまして平成29年度は最小限の建物管理ということでございました。

○委員長（村岡賢一君） 環境対策課長。

○環境対策課長（佐藤孝志君） それでは、2項の清掃費でございます。

決算書は同様に、109ページから114ページでございます。決算附表は81ページ、82ページにあります。

清掃費全体といたしましては支出総額4億336万4,459円、執行率は96.2%で、前年度と比較しますと12.7%の増であります。金額ですと4,538万1,000円ほどの増額となっております。

初めに、1目の清掃総務費ですが、支出額204万5,033円、執行率91.3%、前年度との比較では67.2%の減、金額では419万円が減額となりました。

次に、2目塵芥処理費ですが、こここの経費はごみ処理に関する経費でございます。支出額3億632万9,212円、執行率95.5%、前年度との比較では19.2%の増、金額では4,927万円ほどの増額となっております。増額の主な要因といたしましては、クリーンセンターの煙突の解体工事を実施したものであります。

次に、111ページ、112ページ、3目し尿処理費でございます。

こちらの経費はし尿の処理に関する経費でございます。支出額9,461万7,938円、執行率は98.6%でありました。前年度と比較しますと0.3%増ということなので、ほぼ前年度と同様な状況となっております。

次に113ページ、114ページ。

4目環境美化事業費でございますが、支出額37万2,276円、執行率は96.4%で、前年度とほぼ同様の金額となっております。

○委員長（村岡賢一君） 総務課長。

○総務課長兼危機管理課長（高橋一清君） 3項1目病院費でございます。執行率100%、前年対比プラス14.9%、前年対比で4,500万円の増額となっております。経営安定の必要な財政補填を行ったものでございます。

4項1目上水道費、執行率100%、前年対増減率でプラス46.2%であります。災害復旧事業

の事業量の増加分がふえているということでございます。

以上です。

○委員長（村岡賢一君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

どうぞ。倉橋誠司委員。

○倉橋誠司委員 附表の74ページですけれども健康診査等。住民健診とかいろいろと成人歯科健診まで各種検診項目がありますけれども、人数が書かれています。この人数どうなんでしょうね、例えば前年平成28年度なんかに比較して、受診者数はふえたのかあるいは減っているのか、推移を教えていただきたいのが、1点目です。

あともう1点、附表77ページ。環境美化関係で花の苗を交付したと。これは交付団体4団体ですけれども、どういった団体にどういった種類の花の苗を、交付されてどこに植樹されたのか、教えていただきたくお願いします。

○委員長（村岡賢一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） それでは、各種検診の前年からのということでございますけれども、総じて申し上げますとやや増えていると思っております。細かくいいますと、例えば附表74ページで申し上げますと循環器ですね、16歳から39歳これは前年184人でございました。若干少なくなっています。ただ下の特定健診、ここはぜひ今後とも多くしていきたい場所なんですけれども前年が1,231人でございましたので、ややふえているということでございます。後期高齢者のはうは前年が403人、若干減っております。肝炎については前年が263人、前立腺がんについては平成28年度421人、大腸がんが1,630人、こちらはふえております。肺がんが昨年は474人ですね。下の40歳以上の血痰については58人でございました。それから結核のエックス線、前年は600人ですね。CTについては前年213人、胃がん検診が前年が812人、乳がんが30歳から39歳が116人、40歳以上が757人、子宮がんが1,116人、下のタクが1ですね。骨粗しょう症が467人で、成人歯科が82名ということでございました。

○委員長（村岡賢一君） 環境対策課長。

○環境対策課長（佐藤孝志君） 環境美化活動ということで4団体に交付してございます。ほとんどすばらしい南三陸をつくる協議会、もしくは歌津をつくる協議会あるいは戸倉のコミュニティー団体ということで4団体でございます。

それから、花の種類につきましてはマリーゴールド、サルビア、ペチュニアという品種でございます。植樹した場所でございますけれども主に集会所、あるいは幹線の道路沿いということの花壇になっております。

以上であります。

○委員長（村岡賢一君） ほかに。及川幸子委員。

○及川幸子委員 それでは、私からは附表の中より70ページ、それから74までの間でお伺いいたします。

まず1点目、保健活動事業の中から2項の健康づくり計画ですね。食育計画も含まれまして、各種行事をなさっております。かなりの戸倉、志津川、入谷、歌津と各地区回っていろんな健康づくり計画を実施されております。とくにウォーキングイベントなどの参加率が1回につき60人から72人と、これらの人数を見ますと効果があるのかなという思いがいたします。それでこういうことを毎年続けることによって住民健診の検診率も上がって、健康寿命が伸びていくのかなと。一連の動機づけがありますので、これらを引き続き続けてやっていただきたいと思います。評価いたします。

それから、次のページも健康教育。次のページの生活習慣病予防教室から始まって、一番下の健康づくり講演会なども、これもかなりの実績を上げております。これらその次のページの骨粗しょう症検診、事後相談会、それからなんでも健康相談、検診事後相談会、特定保健師等栄養相談など、これらも大分回を重ねてやっているようでございます。これらも評価いたしますので、来年からも続けてやっていただきたいと思います。

そしてさらに住民健診と、先ほど前者の方からもありましたけれども、若干去年と同じぐらいの人数で推移をしているわけです。このことを見ますと病気を発見するのもそうなんですけれども検診して安心料、検診したから安心、何も悪いところがなかったから安心するというそういう気持ちになるということが非常に大事だと思うんです、町民。よしこれでことしも検診を受けて、安心して仕事をしようという気持ちになるということが非常に大切ですので、今後もっと受診率を伸ばしていくという方向で努力していただきたいと思います。

さらに75ページ、今復興住宅に入るとおひとり暮らしの方は特に男性の方なんですけれども、孤立してしまうんですよね、どうしても。毎日アルコールに依存するというパターンが多くなりますので、そういう人たちを外に出して相談会をやっていくということは大事なことですので、これも研修会などをやっているようです、健康づくりに。やはりこれも心と体の健康づくりということで大事なことですので、引き続きこれらもより以上に会を、今二桁台ですけれどもできれば三桁にするように努力していただきたいと思います。まずもってこの住民健診関係については評価したいと思います。引き続きよろしくお願ひいたします。

以上、終わります。質疑のほうは住民健診ですね、これによって町民の人たちにどのような

効果があったのか、これを分析結果を持っているのかどうか。来年に向けての課題というこ
とをお伺いいたします。

○委員長（村岡賢一君） 保健福祉課長。簡潔にお願いします。

○保健福祉課長（菅原義明君） たしか総括のときでしたでしょうか、聞かれたこともありま
したのであわせてお答えを申し上げます。

住民健診によって、その後どういった結果になったのかという問い合わせをいたしました
ので申し上げます。全体としてということで申し上げますけれども住民健診がございます。
住民健診で検診の結果異常なしと言われる方もいらっしゃいますし、そうでない方もいらっ
しゃいます。このうち要医療、お医者さんに行ってくださいと言われる方のパーセントが本
町については60%でございます。60%と聞きますとすごく悪いという感じを受けるんですけ
れどもここに入りますのは、例えば血圧が高い、コレステロール値が高い、血糖値が高い、
こういったものをどれか一つでも該当しますと、要医療という判定をなされます。私も含め
てですけれども血圧が高いと判定でてしまうのは、表現がいいかどうかわかりませんがあり
がちなことではありますので、ただそういった方についてもできるだけ定期に専門家の指導
を受けていただきたいという意味からでございます。

それから、各種がん検診ですけれどもこちらは、精密検査を受けてくださいと言われる方の
割合で申し上げます。人数についてはご容赦いただきたいと思います。子宮がん検診が
1.44%、乳がん検診が4.66%、骨粗しょう症検診が9.80%、大腸がん検診が5.24%、前立腺
がん検診が0.21%、肺がん検診が4.40%、胃がん検診が5.43%でございます。こういった方
には確実にその後の精密検査を受けていただけますように勧奨いたしますとともに、受けて
いる、いないというのが医療機関から入ってまいりますので、受けていないという方にはな
お追ってとにかく受けてくださいということで勧奨しているということでございます。

○委員長（村岡賢一君） ほかに。今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 113ページ4目、前委員も聞いたんですけども環境美化事業費について伺
いたいと思います。内容的には先ほど課長の説明があったとおりわかったんですけども、そ
こで伺いたいのは附表の77ページにあるように、生活環境や景観を整備し、町民はもとより
観光客に安らぎやふれあいの場を与える花の苗を植えたということなんですかけれども、現状
みるといろいろ集会場及び沿道の花壇ですか、あそこが幾らきれいに花が咲いていてもその
あたりほとりというとまた表現あれなんでその付近、その他全般的に今後いっぱいふえてい
く自然的土地利用という形で利用されていく買い取った町有地、そういったところがそのま

まになると、現在でもそうなんですけれどもいろいろ見た視的な環境としては必ずしも美しいので140万人の訪れる人たちにとって恥ずかしくないように管理していく必要があると思うんです。そこで今回こういった事業費があるんですけれども震災前もたしかこの事業費は続いているわけですが、震災を機にというわけではないんですけれどももっと予算をふやして、新たな環境の美化を進めていく。そういう考えも必要じゃないかと思うんですけれどもそういう方向に伸ばしていくかどうか、伺いたいと思います。

○委員長（村岡賢一君） 環境対策課長。

○環境対策課長（佐藤孝志君） ただいまお話がございましたが、当課でも環境基本計画を作成しまして自然環境の保全というものは、第1番目にうたっているところでございます。ただし町の中でもそれぞれの管理者、国、県、町と管理形態も異なる部分もございますし、町の環境審議会の中でも沿道だけじゃなくてそれ以外の町が保有する財産の管理についても、十分検討が必要ではないかという意見等も出されている部分もございますのでそういう審議会の意見なども踏まえながら、今後いろいろ関係機関と協議してまいりたいと考えております。

○委員長（村岡賢一君） 今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 今後協議をお願いするにしても、やはり全般的なもので先ほど課長答弁あったように管轄及び部署、縦割りでやっている関係でいろいろ調整が難しいんだと思います。そこはやっぱりできれば環境対策ででもそういった一連の頭というか、核になる形でこういった事業費をよりふやしていく、そういう形で環境美化というか、周辺の整備をする必要があると思いますので、再度そのような動きにできれば強く臨めるかどうかだけ伺って、終わりとします。

○委員長（村岡賢一君） 環境対策課長。

○環境対策課長（佐藤孝志君） 今野委員から強いご要望等ございまして、私としても財政担当課長とこの辺町の環境を強く打ち出しておるところでございますのでいろいろ協議しますし、また国、県ともその辺の協議をしながら私としても強くいろいろ要望をしてまいりたいと考えております。（「いいんですか、財政担当課長はいいの」の声あり）

○委員長（村岡賢一君） ほかに。千葉伸孝委員。

○千葉伸孝委員 1点だけお願いします。

113ページ、3項病院費です。町長の決算説明の中に病院費に関して純損失が1億2,963万円ということで、この分だけが病院に関しての経費のマイナス分かなと思ったんですけれども

今回の今病院費に関して、最初の予定の予算として2億8,386万円がありまして、補正の中でまた5,000万円と。プラスして合計で3億3,300万円、やっぱり町民の命を守るということです3億円というお金は必ず必須なのかなとこの説明で感じました。住民の命を守る、これは私はお金がかかってもしようがないと。今の状況だとどこの病院でもこういったのが現実だと。しかしながら病院費の中で最初は2億8,000万円、補正で5,000万円、そうしたら最初から3億円の予算を組むべきだったんじゃないかなとは思うんですけどもその辺どういう理由なのか、教えてください。

○委員長（村岡賢一君） 南三陸病院事務長。

○南三陸病院事務長（佐藤和則君） 病院関係ということで私から回答させていただきますけれども、新しい病院になって2年半経過したわけですけれども、安定するまでに平成29年度委員おっしゃったとおり1億2,900万円ですか、マイナスということですけれども現金ベースでの実質収支は1,400万円弱にマイナスですね、とどまっているという状況もありまして、経営の健全化のために昨年度は追加支援を5,000万円補正でいただいたという経緯でございまして、継続的にこれをいただくということじゃなくて平成30年度については2億4,500万円という形で当初予算を組んでいる状況になってございます。

○委員長（村岡賢一君） ほかに。千葉伸孝委員。

○千葉伸孝委員 病院経営なかなか大変だとは思うんですけども、しかしながらこの予算の設定の仕方というのは最終的に補正で補填すればいいやという感じのやっぱり町側の考えがあると思います。やっぱり目標は低く少ない予算で病院が維持できればベストだと思うんですが最終的に患者、そして入院者の動向によって大きく変わってくるのでその辺は後で補填するんだと。そういう最初からお金は足りないという形の目標の中で少な目の予算を計上していく後で補填と、そういうやっぱり理屈なんですか。それとも2年半かかってまだまだしっかりした安定した病院経営となっていないことが理由で、こういった予算のつけ方、して今回の決算の報告という形になっているんでしょうか。その辺だけ最後、お聞かせください。

○委員長（村岡賢一君） 総務課長。

○総務課長兼危機管理課長（高橋一清君） 財政計画上の考え方をお問い合わせですので総務でお答えしますが、新しい病院になりましてやっぱり先生方の体制などで経営状態というのは常にある意味変動制のある経営をせざるを得ません。したがってどの程度の金額で今後運営していくかというのはやはり慎重に見守りながらやっていくべきだろうということで、一応平成30年度の当初予算も2億8,000万円ベースで計上させていただきました。最終的な年度末まで

の努力の中でどの程度におさまるかということは、やはり推移を見ながらということになりますが、一定程度委員おっしゃる考え方も今後長い目線で考えていく上では議論してみる必要はあるんだろうと考えております。

○委員長（村岡賢一君） 千葉伸孝委員。

○千葉伸孝委員 新しい先生も赴任なさるということで先生にご期待し、またスタッフの住民への医療サービスですね、その辺もしっかりとやっぱり南三陸町病院でよかったですと、日赤よりよかったですと、石巻市立よりもよかったですと、気仙沼市立よりも南三陸病院がよかったですと、そういう体制づくりが赤字を生まない原因の一つにあると思いますので、今後も病院側には住民サービス、適切、そして経費の削減、その辺を考えながら健全経営に向かって1年1年進んでほしいと思います。終わります。

○委員長（村岡賢一君） ほかに。後藤伸太郎委員。

○後藤伸太郎委員 ページでいいますと109ページ、110ページになるでしょうか、塵芥処理費でございます。

平成29年3月に一般廃棄物処理基本計画というものを策定いたしました、南三陸町としてはごみを減らしていくよという話をしていますが、その目標数値を比較して平成29年度の取り組みどこまで進んだでしょうか。

○委員長（村岡賢一君） 環境対策課長。

○環境対策課長（佐藤孝志君） 廃棄物の処理につきましては附表の81ページにごみの状況がございます。我々も想定した以上にごみの発生量がどうしてもふえておると。昨年度のごみの処理量の4,608トンということで4カ年のごみの量が記載してございますが、年々復興の関係もございまして増加しているという状況になっております。特に平成29年度につきましては、新しい防集の団地ができまして戸建て住宅が建築されたことによりまして移転等に伴いましたごみが非常に多くなって、今回50トン以上のごみが大きくなっているところでございます。環境対策課としてもごみの減量ということで実質町が収集するごみにつきましてどうしてもふえている傾向で、クリーンセンターに直接持ち運ばれる事業系のごみにつきましては横ばいということありますので、一般家庭から排出されるごみの量を抑制する形での施策の展開を準備しているところでございます。具体的には今後ごみの処理費用につきましても3億円を超えておるということあります。当町の施設が他の自治体に依存しているという形態部分もございますし、町民のご協力をいただきながら可燃性ごみをへらして資源に回していただくということで、現在検討しているところであります。廃棄物の処理計画につき

ましても平成29年度から始まった計画でございますので、我々としてもその目標になるべく近づける形で鋭意努めてまいりたいと考えております。

○委員長（村岡賢一君） 後藤伸太郎委員。

○後藤伸太郎委員 鋭意努めていただくのは当たり前といえば当たり前なんですけれども、ただ数字を見ますと実績としては逆行しているわけです。目標としては総排出量でいえば3,600トン以下にしたいと。リサイクル率でいえば48%を越えたいと。最終処分量でいえば244トン以下にしたいと。それが平成28年度の実績からいざれも、リサイクル率はちょっと載っていないのでリサイクル率は上昇しているんだろうと、たしか22%ぐらいまでできているのかと思うんですけども、目標がすごく高いところに設定していますので、やっぱり1歩目を後ろに踏み出しちゃっては非常にゆゆしき事態だろうと思っていますので、もっと何というんでしょ、根本的にちょっと新しい取り組みといいますか、さらなる取り組みをしていかないとこの決算の附表を見る限りはうかうかしていられないだろうと思いますが、新しい取り組み何か考えていることはありませんか。

○委員長（村岡賢一君） 環境対策課長。

○環境対策課長（佐藤孝志君） 後藤委員から根本的な具体的な施策の展開はどう考えているんだというお話ですので、私たちもこの議会が終了後各地域に出向いて、いろいろ説明会を開催する予定としています。その中では一つは指定ごみ袋というものが各小売店で販売している状況にありますが、それについて有料化という部分を付加した考え方で地域に出向き、ご説明をしたいと考えております。決定ではないんでございますが、この先ほど来話をしていますようにごみの費用がどうしても大きくなっているということが、第一。先ほど私が施設の町外への依存が高くなってきておると。かつ施設が老朽化しておると。そして生ごみが思うようになかなか今集まっているという状況もございますし、それらを総合的に検討した結果、当課としてもやはりごみに有料化というのは、今後避けて通れない問題だろうと認識しております。そういうもとで今定例会終了後50カ所程度ですか、出向いて町民の方々に丁寧にご説明をし、南三陸町としてのごみ処理のあるべき姿をいろいろご意見を伺いながら対応していきたいと考えております。

以上です。

○委員長（村岡賢一君） 後藤伸太郎委員。

○後藤伸太郎委員 もったいないステーションの施行が始まろうとしていると伺っております。私の地区がちょっと施行地区に選ばれまして、私も登録しました。ですので町の今先ほど3

億円以上ごみ処理にかかっていますよと。教育費だとか福祉だとかに回すお金がないないと
いいながら、ごみを燃やすだけで何億という数字がかかっているわけですので、やっぱり町
民の皆さんにご理解いただいて、お一人お一人の努力が積み重なると経費が削減されるんで
すよということをしっかりとわかりやすくお伝えしてごみの総量をまず減らす、そしてリサ
イクル率を上げていくと。これはなんでしょうね、トップダウンもそうですし我々議会人と
してはボトムアップの方法でしっかりと周知をいろんな場面で図っていくということをこれ
は当然必要だと思いますので、協働のまちづくりという言葉はこの議会、特別委員会の中でも
も出てまいりましたけれども、町の経費を削減するために町民一人一人が手間を惜しまず
ごみを分別することによってその経費を削減していこうと、これこそまさに協働のまちづくり
の最たるものだろうと思いますので、しっかりと使命感を持って取り組んでいただきたいと
思います。

○委員長（村岡賢一君） ほかに。菅原辰雄委員。

○菅原辰雄委員 附表の76、77ページ、決算書の108ページに関します。

環境衛生事業ということで79組合育成指導をやってきたということあります。その中である町消毒関係次ページですけれども、消毒を合計回数102回、平均すると1.5回ぐらいになるのかなと。要は全くやらない地域もあるし多いところは3回ぐらいやるところもあるのかなとかそう考えます。被災して新しく団地形成になったところはまだ、どっちかといえばそういう意向が強いのかなと私は想像しますけれどもどういう傾向なのか。はたまた被災しない我々の地域みたいな山間部地域においては従来通り回数やっていくのか。いろんな人の意見を聞くと、必要ないねという声も多々聞きます。そういう意見もあるんですけども、私としてはこう継続していくべきかなと思います。そのような中にあって噴霧器、こういう機械はこのごろちょっと検証していないですけれども大分古い機械が多くて、修繕とかもしょっちゅうやっていた記憶していました。いざ一般家庭に行ってもなかなか点火しなかつた、機械が始動しなかったりとかそういうのも以前は見られましたが、現在はどのような状況であるのか。

それと後は南三陸斎苑も管理者制度でやっておりますけれども、年数もたってきてそろそろいろんなところで小さい修繕等も出てくるのかなとそんな思いをしていますけれども、現状はいかがなものでしょうか、お伺いいたします。

○委員長（村岡賢一君） 環境対策課長。

○環境対策課長（佐藤孝志君） まず、消毒の関係でございます。委員お話のようにやはり市街

地につきましてはやっぱり消毒の回数は少ないということに。ただ一番重要なのが6月の要は蚊の幼虫の時期にこれは水たまりがどうしてもございますと、なかなか蚊の発生がどうしても多いと。天候にも左右されるわけですが幼虫の段階で、発泡剤という薬剤を使いまして幼虫を殺すと、一つの手段。こちらのほうは市街地のほうはどうしても利用としては多くございます。

それからどうしても市街地から外れる分に関しては従来の煙霧なり霧状の消毒機械を使いまして、直接的に消毒を行うという傾向にございます。いずれ消毒につきましても衛生組合長さんとそれでお話をしながら各地区の要望を踏まえて年間の計画を立て、もし追加で必要があればこちらでまたお貸しするという協議をしていますので、いろいろ必要性につきましては各地域によって差があるのが実情であります。今後も引き続き消毒につきましては災害時にもいろいろ東日本大震災の際も感染症の防止、あるいは衛生上の問題から持ち運びができる可搬性の消毒機械が非常に利用された経緯もございます。あるいは今後ますます蚊を通して人への感染症の影響、もしくは動物を通じての感染症の影響等が懸念される部分がございますので、災害あるいはそういう感染症を踏まえると衛生上の問題というのは必須になりますので、引き続き当課としては実施したいという考え方であります。

それから南三陸斎苑、お話がありましたように常々新しい施設だと思っていたんですけれども、非常に年数も経過しておるところです。特にやはり一番火葬場の場合は毎日2基の人体用の火葬炉とそれから動物用の炉が1基、全部で3基ございます。動物につきましても人と同様の能力と性能を持った火葬炉なので、非常に近年は動物炉の活用も多く利用されているという状況にあります。今年度も火葬炉人体用の火葬炉の一部大規模な改修を予定してございます。平成29年度につきましては動物炉の炉の改修をしてございます。ですから中期的な計画あるいは長期的な計画の中で、特に炉を中心とした点検あるいは整備を計画的に行っていきたいと考えておるところでございます。

以上です。

○委員長（村岡賢一君） 菅原辰雄委員。

○菅原辰雄委員 今の課長からの答弁でちょっとわかりました。

その中で機械の老朽化とかその辺ちょっと触れてていなかったので、その辺はどうなっているのか。発泡剤やっぱりあれは有効なんですかね。市街地、特に水たまり等これは今後とも継続はいいと思いますけれども衛生組合は79組合、これは昨年度のですので今年度になつてもっと区長さんと新しい行政区も誕生したし、それと同時にそこにも衛生組合というものは追

随してくるのかなとも思っております。そういう組合設立、そしてまた何というのか、環境衛生という大局的な考えのもとで進んでいけばいいのかなと思っております。ことしの夏はニュースでも言っていますけれども何か猛暑だったんで蚊の発生が少ないということで、蚊は本当にいなかつたんでいいなと思っていましたけれども、それと同時にこういうことで進めていってほしいと思います。震災前より今度は集合住宅が各地区にあって戸数は同じでも、何というのか戸建てが少なくなってきたのでやっぱり件数的に見れば需要者というか何といえばいいのか、それが減ってきているのか、まさか集合住宅の3階、4階まで行って消毒するわけじゃないので、そういう面においては平面的には何とか少なくなってきたいるのかなとは思いますけれども、これからも組合設立に努力していってもらってそういう対策をしていってほしいと思っています。

あとは火葬炉ですか、そうするとペットの火葬のほうも結構忙しく稼働しているというわけですね。その後にちょっと認識不足で申しわけないんですけれども、ペットのお墓というのはあそこで預かっている分とそんなにこれからも余裕を持って対応できるのか。それとも一般の方々がどういうところにどうやっているのか、もし範疇じゃないというのならあれでけれどもその辺知っていたら教えていただきたいと思います。

それと大規模な火葬炉の修繕というのは、具体にどのような点を考えているのかお願いします。

○委員長（村岡賢一君） 環境対策課長。

○環境対策課長（佐藤孝志君） まず、消毒機械の老朽化ということあります。備品として消毒機械につきましては従来の可搬式の煙霧のものが50台ほどありますが、確かに委員お話のようになかなかかかりづらいという部分もございます。平成29年度までは臨時職員の方がおりまして調整機能を果たしておったんですが、今年度はいなくなりましたので職員が直接機械の操作、維持、点検あるいは貸出業務をクリーンセンターに行ってしている状況です。職員も初めてではないんですけども非常に操作について苦慮している状況が現実でありますので、これからもその操作方法につきましては十分理解しながら支障のない貸出業務を実施したいと。

それから平成29年度におきまして車輪のついた消毒機械を備品購入で買ってございます。高齢化とともになかなか消毒機械に油を入れてガソリン入れてどうしても移動して歩くと非常にある一定の体力を要するということで、車輪つきの消毒機械を6台買いまして、お貸しをしている状況です。ただ、狭い部分に非常にちょっと入りづらいので、そのところもちょ

つといろいろ衛生組合長さんからもいろいろお話をいただいている状況であります。ただ有効に今後利用いただけるように、いろいろ協議してまいりたいと思います。

それから発泡剤につきましては特に市街地におきましては家庭用の生活雑排水を浄化槽処理をしておりますが、雨水につきましてほとんど浄化槽の水を処理をしないのが実態かと思うんです。ですからほとんど四つ角とかに宅内ますとか雨水ますがございますので、そちらのほうに入れて活用いただくという利用方法になろうかと。あるいは側溝にという分、あるいは水たまりがあればそちらに入れるだけであって、環境に対する負荷が非常に少ないものでありますので、使いやすく環境にやさしいというのが実情です。

それから衛生組合につきましては委員のお話で数79ということで、こちらのほうは行政区の60に仮設の連絡員さんございましたので、そこに衛生組合長兼ねて承認いただいたということで、最大で79衛生組合があったということで、年間この組合が存在していたというわけではございません。

それから動物の最後の骨の関係であります、火葬場の後ろに供養塔がございます。その供養塔の脇には動物の骨を収納しておく部分がございまして、今お話ししたように非常に多くの容器を長期間にわたって置いておくということはできませんので、一定期限来た段階でお預かりしている分につきましては別の場所に保管して、1年程度保管しておるという状況です。それから今多いのはやっぱり愛護動物ということで犬関係ですと直接骨をお持ちになって自宅で保管する方もおるんですが、あるいは動物の専用の墓地がございますので、そちらで埋葬するという方もいらっしゃるようでございます。この辺につきましてはそういう愛護動物の種類につきましても多くなってきていますし、犬に限らず猫、あるいはウサギとかも結構申し込みをいただいている状況となっております。

以上です。

○委員長（村岡賢一君）課長、大改修の。

○環境対策課長（佐藤孝志君） それから大規模な火葬となると火葬炉2つございますが、耐火れんがが大きく入っています。それから下の台座の分につきましてもやっぱり高温度、1,000度以上の熱でどうしても焼却するということで、やっぱり急激に温度の上がる部分あるいは冷える部分等がございまして、大分ひびが入ったりすすがたまつたりいろいろしている状況です。ですからそれをピックで全部内枠の分をれんがを外しまして清掃して、もう一度モルタル等で補強しながられんがを張りつけるという作業を2炉で計画していると。ある程度火葬の時間によって使える時間というのは決まっていますので、ある程度火葬件数等を踏まえ

た年次で大規模改修なり中規模改修なりをやっていかないといけないという状況の施設管理となっております。

以上です。

○委員長（村岡賢一君） 菅原辰雄委員。

○菅原辰雄委員 今火葬炉の件で以前も何かちょっと修理していますよね。そうすると何、三、四年に1回はやらなきやだめということなのね、内側のタイル。別に俺入ろうと思って言っているんじゃないから、わかりました、そうですか。

あとはペットのあれはそれぞれが持ち帰って、それぞれ各地区のお寺さんにそういう動物用のお墓もあるようでございます。今79組合ということは1回ないし多いところで3回、もしくは4回するところもあるということで、先ほど四輪か二輪かわからないけれども車輪つきね、あれはやっぱり平たん地とかそういう広いところはいいでしようけれども、済みません私の住んでいるところはそれよりもこうやって肩に担いでいったほうがよっぽど遠くなんで、その辺のやっぱり以前は職員の方々が暇をみて修繕していたのを目の当たりにしていますので、今の職員の方はそういう機械に精通というか、ちょっと詳しくない人がそれをやれと言ったってなかなか大変だと思うので、やっぱりその辺は意を用いて何でもかんでもやれやれじゃなくて、そういう適材適所的なことを考えると思うんですけども、あえて言わせてください。環境衛生組合育てていく、そしてまたよりよい環境であるまちづくりのために頑張っていただくことを切望して終わります。

○委員長（村岡賢一君） ほかに……環境対策課長。

○環境対策課長（佐藤孝志君） 私からも炉の改修ということなんですけれども、やはり長くもたせるためには短期間の中でやはり改修をしていかないと、どこかにひずみがいって使えなくなるときもございますので、やはり定期的にこれはやると。ただ後は費用のかけ方で大規模にやる部分あるいは下位にやる部分という中で、常にやっぱり最小限維持管理には意を用いながらやっていきたいと思います。

それから現在の衛生組合の数といたしましては先ほど答弁漏れたかもしれません。64ということになってございます。

以上です。

○委員長（村岡賢一君） 須藤清孝君。

○須藤清孝委員 1番です。附表の71ページから。

各種予防接種助成事業の数字の話、細かい数字は求めていないんですが、乳幼児から高齢者

までさまざま広範囲にわたって予防接種事業を展開されていますが、やっぱり何だろう受診率的には全体的にざっくりですけれども課長が認識している上ではほぼ子供、特に乳幼児とかのものは90%以上受診率は超えているんでしょうか。

○委員長（村岡賢一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） 受診率ということでいいますと、実は……（「接種率」の声あり） 接種率ですね、ごめんなさい。ものによって出せるものと出せないのがありますと、例えば幅があって何歳から何歳までの間でことしでも来年でもいいですというと、拾うものの母数がちょっと決められないというのがあって、ただ母数がわかっている範囲の中でいいますと例えば風疹とか麻疹、これは100%でございます。それからB C Gも100%です。B型肝炎も100%でございます。あとはできるだけやってほしいということでは呼びかけてはいるんですけれども、中にはまれな例なんですけれども我が子の皮膚に針は打たせないという保護者の方もいらっしゃいますので、できるだけとにかく将来のためですからということでお願いはしておりますけれども、非常にただ極めて接種率というのはそんなに悪いほうではございません。

○委員長（村岡賢一君） 須藤清孝君。

○須藤清孝委員 ありがとうございます。

受診する時期がやっぱり2歳までとか5歳までとかいろいろ分類であれなので数字にも開きが出るとは思うんですが、子育て環境の充実ということで震災後も助成される種類もだんだんふえてきたと思います。ロタとおたふくは昨年からでしたよね、ロタウイルスのパーセンテージは95%でしたっけ、ロタワクチンと出ていますけれども、おたふく風邪の80%というのは高目なんでしょうか、低目なんでしょうか。

○委員長（村岡賢一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） 高目か低目かというのはちょっとなかなか難しい問題ですが、全額になったということで大分受けやすくなっていますので、あとは実は先ほど最前の非常に少ない5%なんですけれども実はその中に、先ほど申し上げた方がいらっしゃるという状況でございます。

○委員長（村岡賢一君） 須藤清孝君。

○須藤清孝委員 濟みません、おたふくに関してちょっと何だろう、認知度、私ちょっと個人的な感想なんですが、おたふく風邪の認知度がちょっと世間的に低くて、私たちは一度かかればもうかからないからという感じで育てられてきましたけれども、病院に実際自分の子供が

かかったときにお医者さんから注意されることは耳下腺の腫れと、まれに髄膜炎を起こす場合があるので、よく観察していてくださいとは言われるんですが、実は今国営放送の朝ドラマでやっている主人公が、おたふく風邪からの難聴なんです。その発症の話はどこのお医者さんに行ってもほとんどされません。この難聴は治療法も手術方法もありません。なので実際にお客様個人的にいろいろ子育て世代の方と会話すること多いですけれども、難聴の話を知っている人はほとんどいないんですよ。なのでせっかくこうやって町で助成していただけるこういう予防接種があるので、この告知の方法もひとつ、ちょっと今後の先の展開として考慮していただいて、受診率もし高くなればいいなと私は個人的に思うのでその辺の努力をお願いいたしたいと思います。

以上です。

○委員長（村岡賢一君） よろしいですか、保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） それでは子供に関しては乳児のころから保健師がかかわってまいりますので、その中で今委員におっしゃられたことを再度しっかり周知できるように努めてまいりたいと思います。

○委員長（村岡賢一君） ほかにありませんか。高橋兼次委員。

○高橋兼次委員 附表の77ページの（9）の対策なんですけれども、ここでみやぎ環境交付金事業というのがあるんですが、当町ではこれをを利用してプリウスを購入しているわけです、公用車。これ公用車ぜひこれで買わなければいけなかつたのかどうかですね、その辺。

○委員長（村岡賢一君） 環境対策課長。

○環境対策課長（佐藤孝志君） 二酸化炭素の排出量の関係が削減量等を含めると、みやぎ環境税が均等割、要はみやぎ環境税で県が集めたお金がある程度市町村に配分する形になっています。ただし事業の制限もございまして、二酸化炭素排出を抑制する事業の展開としていろいろ事業メニューがございますがその中で最優先だったのが車、このPHVで電気と油もで走る車なんですけれども、いろいろ公用車も大分仙台出張用とか老朽化していましてどうしてもこの時期にほしいということで、いろいろ協議した結果としてこの事業の財源を活用して車を購入したという経緯でございます。

○委員長（村岡賢一君） 高橋兼次委員。

○高橋兼次委員 交付金というか事業に該当するのかなというのは理解はできますけれども、もつと違う使い方があったんじゃないのかなと思うんです。県ではこれを財源に崩落現場なんか整備しているわけですよ。これを町に言って町ではできないといいながらも県では手を出

してやっているわけです。やはりその辺環境に類した整備はどんどん目を配ればあるわけですから、もう少し使い方考えた方がよろしいんじゃないかなと思いますが、どうですか。

○委員長（村岡賢一君） 環境対策課長。

○環境対策課長（佐藤孝志君） 委員のある程度お話もご理解いたします。平成29年度についてはそういうことが優先だったということですけれども、本年度につきましてはLED化とかあるいは照明灯に使ったり住民が直接的にサービスの受けられるような事業に展開するような運びでありますので、この辺はご理解をいただきたいと思います。

○委員長（村岡賢一君） 高橋兼次委員。

○高橋兼次委員 ゼひそうしてください。見れば公用車立派なものあるようですからそういう使い道を考えてください。

○委員長（村岡賢一君） ほかに。（「なし」の声あり）

なければ、4款衛生費の質疑を終わります。

お諮りいたします。本日は議事の関係上これにて延会することとし、明14日午前10時より委員会を開き、本日の議事を継続することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（村岡賢一君） なしと認めます。

よって、本日は議事の関係上これにて延会することとし、明14日午前10時より委員会を開き、本日の議事を継続することといたします。

本日はこれをもって延会と題します。どうもご苦労さまでした。

午後3時49分 延会